

Vol.73 No.11・12

2018
11/12

www.iewri.or.jp

国際経済労働研究

Int'lecowk

通巻1085号

TOPIC

UAゼンセン介護クラフトユニオン

介護業界における課題と取り組み

Monthly Review

『貧困と生活困窮者支援

ーソーシャルワークの新展開』を出版して

同志社大学教授／放送大学客員教授 埋橋 孝文

特集

東アジアにおける 高齢者サービス供給の多様性

台湾における地域密着の高齢者介護ケア提供体制構築の動向

国立社会保障・人口問題研究所 情報調査分析部長 ● 小島 克久
K. Kojima

中国の介護サービス供給と介護保険制度の行方

同志社大学社会学部 助教 ● 郭 芳
G. Fang

地域住民は地域包括ケアにおけるサービス供給者になり得るのか

国際協力機構(JICA) 中国事務所所員 ● 内山 智尋
T. Uchiyama

労働政治特別寄稿

明日の組合政治活動のために(その二十六)

早稲田大学社会科学総合学院 教授 ● 篠田 徹
T. Shinoda

特別企画

『社会関与を考える』 2. 味の素労働組合



なぜ欧州の学生は英国の大学を目指すのか？

長崎県立大学准教授 小原 篤次

英国に長期滞在している。ノーベル経済学賞を9人輩出したロンドン・スクール・オブ・エコノミクス(LSE)はミュージカル劇場、東洋アフリカ研究学院(SOAS)は大英博物館に近い。街中だけに海外からの観光客が多く、カフェやバー、さらに日本食、中国料理、タイ料理など各国料理店に恵まれる。

華やかな大学街にもBrexit、EU離脱の影が差している。EUは人の移動の自由をルール化している。例えば、フランスから英国留学してもビザなど必要ない。大学授業料は原則、英国人もEUからの学生も同一である。さらにスコットランドならEU学生もスコットランド住民同様、無償である。EU学生は英国の奨学金に応募できる。このように大学授業料・奨学金と費用面で「障壁」を設けず、EU域内で自由な移動の制度を保証してきた。英国とEUの協議でBrexit後も2020年12月まではこの方針を継続することを確認している。ただし、2019年3月30日から2020年末までに英国に到着すると登録が必要になった。小さい「障壁」ができた。

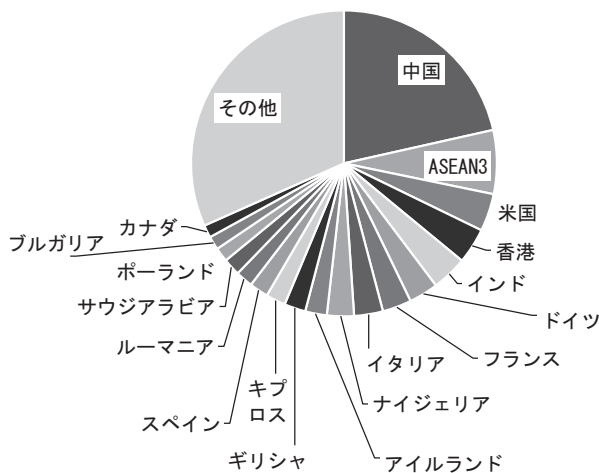
このタイミングでいろんな議論が起きる。例えば、文科系授業料を維持もしくは引き下げ、同時に理科系の授業料を引き上げる議論が起きている。理科系は卒業後、高い報酬が得られるが支持の理由である。理科系教育にかかる費用を学生に側に負担してもらうという受益者負担の考え方で、大半の経済学者は納得するだろうが、EU学生の応募減少につながるなどの指摘がある。

欧州以外の学生授業料で財源を補うシステム

学生数は2010年度をピークに減少している。2016年度で231万人。留学生は44万人で比率は19.1%(EU5.8%+非EU13.3%)、このうち中国人が21.5%、米国が4.0%である(図)。両国からの学生数は過去4年を見る限り、緩やかに増加している。個別にみると、有名大学は留学生比率が総じて高い。国際化指標が大学評価に組み込まれている影響もあるのだろう。学生数はLSEで1万1960人、オックスフォード(OX)で2万3975人、両大学とも学部と大学院の学生数が1対1である。留学生比率はLSEが、学部53.0%、大学院79.4%、OXは、それぞれ20.8%と43.2%である。

両大学の英国およびEU学生に対する授業料は変わらない。年間9250ポンド(136万円)、これに対してLSEの場合、英国・EU以外の学生授業料は1万9920ポンド(293万円)と2倍以上になっている。6年前の2013年度と比べると、英国・EUの学生授業料が8.8%、それ以外は26.3%、それぞれ値上がりしている。さらに、理系があるOXの場合、2万4750ポンド(364万円)から3万2715ポンド(481万円)と幅があり、LSEより跳ね上がる。逆にSOASはLSEより若干、低い授業料だ。欧州以外の留学生からの収入の寄与度は大きい。留学生の内訳は、LSEの国別では、中国1297人、香港とマカオを含めると留学生の20.9%を占める。米国719人(8.8%)となっている。OXは米国が1572人(15.2%)、香港・マカオを含む中国が1299人(12.6%)である。

米中関係も考えると、中国をはじめアジアからの日本留学に追い風となる。現在、留学生は26万人だが、英国との数の差を埋める機会だろう。



(注) 2016年度とは2016年1学期(秋学期)から始まる年度を示す。

ASEAN3はマレーシア、シンガポール、タイを合計した。

(出所) 英国Higher Education Statistics Agency統計より筆者作成

図 英国に在籍する留学生の内訳(2016年度)

CONTENTS Page

■特集：東アジアにおける高齢者サービス供給の多様性

21世紀の地球経済学 (2)

第17回 なぜ欧州の学生は英国の大学を目指すのか?
小原 篤次

地球儀 (3)

あちこちで揺らぐ情勢の均衡と安定
—2019年以降に山積する課題—

板東 慧

Monthly Review (4)

『貧困と生活困窮者支援—ソーシャルワークの新展開』を出版して
埋橋 孝文

特集：東アジアにおける高齢者サービス供給の多様性 (6)

台湾における地域密着の高齢者介護ケア提供体制構築の動向 (7)
小島 克久

中国の介護サービス供給と介護保険制度の行方 (17)

郭 芳

地域住民は地域包括ケアにおけるサービス供給者になり得るのか (25)

内山 智尋

明日の組合政治活動のために(その二十六) (36)

篠田 徹

チェーンストア労働組合列伝 (38)

第15回 谷口洋と全ジャスコ労働組合(上)
本田 一成

論壇ナビ2018 (41)

第10回：『新潮45』はなぜ消えたのか
齋藤 隆志

TOPIC (42)

UAゼンセン日本介護クラフトユニオン
～介護業界における課題と取り組み～

欧米社会政治事情 (44)

『社会関与を考える』 (46)

第2回：味の素労働組合

2018年Int'lecowk年間索引 (47)

主要経済労働統計 (51)

Project News (52)

地球儀



あちこちで揺らぐ情勢の均衡と安定 —2019年以降に山積する課題—

間もなく2019年を迎えるが、社会的に特徴づける諸要素がバラバラになったまま新年を迎えることになりそうである。

いくつかの事例をあげる。

たとえば日仏両国の経済にまつわるルノー・日産自動車の経営問題がある。経営危機に陥った日産がその立て直しのために迎えたルノーのトップ、カルロス・ゴーンの去就問題である。日産経営のトップに招かれて、ルノーとの兼職でかなり厳しい条件で立て直しを図ったが、日産の立て直しに伴う資金の使用と相まって一種の私的な選択による資金使用を含む行動に嫌疑をかけられて日本の検察に逮捕され、その今後が問題となっている。これは日産とルノーとの多国籍企業間の問題解決にかかわると共に、日仏関係にかかわる外交・経済をめぐる複雑な問題である。

これ以外に重要な問題として、11月15日にパプアニューギニアで開催されていたAPECの閣僚会議声明がその見解対立から2度にわたって見送られたことがある。その背後には、大国米中間の世界貿易自由化の原理を巡る対立がある。この問題は、自由主義米国と社会主義中国の経済原理を巡る対立であると共に、中国が東シナ海・南シナ海の島嶼に軍事基地を拡大して他国の船舶の航行自由を阻害する可能性の問題ともかわり、世界各国はもとより特にアジア諸国の航行の自由の妨害の可能性ともかわる今後の重要問題である。

これら以外に、英国のEU離脱をはじめ、ギリシャ経済問題とEUとのかわりなど、さまざまな国際関係を巡る新たな課題が惹起しており、これらへの対応を巡る諸国関係が新たな国際紛争になりうる可能性がある。

21世紀世界は、これらを含めて今後何が起こるかは予測しがたい様相を示しており、今後の国際諸関係の展開は測りがたい様相を呈している。これらに対応する各国関係に注目すべきであろうし、その解決に様々な新たな努力やシステム形成が求められるであろう。

2019年はこの意味で21世紀の今後を占う新たな要因を生むであろうし、それに対応する国際的努力がさらに求められることになろうが、現に多くの予測される課題が未解決のまま持ち越されることになろう。(会長・板東 慧)

『貧困と生活困窮者支援—ソーシャルワークの新展開』を出版して

同志社大学教授・放送大学客員教授 埋橋 孝文

この度、同志社大学社会福祉教育・研究支援センターのセミナーをもとに標記の書籍を上梓した(法律文化社、2018年9月)。同書は貧困・生活困窮者支援サービスがNPOなどの活発な活動により経験や内容が豊富化している折り、①そうした展開がソーシャルワークに提起している課題を整理し、逆に②ソーシャルワークが貧困・生活困窮者支援に果たすべき役割や貢献できる役割を明らかにするという目的をもって編集された。

本書の構成は以下のとおりであるが、今回は①と②の目的に照らして今後深められるべき論点をいくつか指摘したい。

序 貧困と生活困窮者支援をめぐる今日的課題:埋橋孝文(同志社大学教授)

第I部 問題解決しない支援

困窮者支援における伴走型支援とは:奥田知志(東八幡キリスト教会牧師、NPO法人抱樸理事長)

【論点と争点】

- 1) 伴走型支援の「考え方」と「方法論」:高橋尚子(京都自立就労サポートセンター)・郭 芳(同志社大学助教)
- 2) 奥田知志さんから対話を学ぶ:野村裕美(同志社大学准教授)

第II部 生活困窮者自立支援における家計相談支援

背景と相談者の実態—グリーンコープの実践から:行岡みち子(グリーンコープ生活協同組合連合会常務理事／生活再生事業推進室室長)

家計相談支援の効果 相談事例から考える—支援の実態と課題:有田 朗(アルファリンク代表理事)

ソーシャルワークの位置づけと課題:鶴浦直子(大阪市立大学大学院講師)

【論点と争点】

- 1) 「個人」の家計から「社会」の課題を見通す:櫻井純理(立命館大学教授)
- 2) 先駆的实践と歴史的研究が問う家計相談支援の視点と意味:垣田裕介(大阪市立大学大学院准教授)

第III部 子どもの貧困と学校／保育ソーシャルワーク

学校ソーシャルワークの誕生と取り組み:門田光司(久留米大学教授)

保育ソーシャルワークの枠組みと課題:石田慎二(帝塚山大学准教授)

【論点と争点】

- 1) 子どもの貧困対策におけるスクールソーシャルワーカーの実践課題:田中聡子(県立広島大学教授)
- 2) 乳幼児期の貧困と保育に関する諸問題:倉持史朗(同志社女子大学准教授)

あとがき:埋橋孝文

まず第1に、「伴走型支援」の提唱者である奥田知志氏による論稿は、「問題解決しない支援」という、挑戦的な問題提起をおこなっている。それは、そもそも問題解決する課題だけでなく、問題解決できない課題があり、後者の場合であっても、「存在の支援」に向けて「(一緒に)動く」ことが肝要と説くものである。ここには相談援助活動の「原点」ともいえるべき立場が表明されている。その一方で、今日、「つながりの喪失」、「社会的孤立」が貧困のスパイラル化に拍車をかけていることから考えて、現代的な意義を多分にもつ言説である。

同時に、挑戦的であるがゆえにいくつかの批判も免れない。公的な相談機関の場合、目標＝課題の解決を



設定せざるを得ないし、奥田氏の組織＝“抱樸”が実践しているような「まったくの赤の他人が葬儀を出し合う社会の創造」まで踏み込みえないと考えるのも無理ない。したがって、支援団体の性格によって「伴走型支援」の捉え方が異なってくることがあり得るし、そのことが一概に悪いわけではない。

もう一つ大事な点は、相談者自身が「出口」を設定することが可能であり、望ましいのではないかということである。つまり、本来、相談者に「寄り添う」ことを旨とする相談援助活動は、相談者が設定する「出口」あるいは「目標」に沿って行われるのが本来の姿ではないか、もし「出口」がない場合、「援助者－被援助者」の関係はその限りでずっと続いていくものなのか、などという論点が浮かび上がる。「伴走型支援」の考えは、相談援助活動の「原点」を示していることは確かなのであるが、そこに当事者本位の視点を組み込んでいくことが求められる。

第2に、本書は家計相談支援を初めて本格的に取り上げ、詳細に論じたものである。3つの章をあて、異なった視点からその意義や方法を詳しく論じている。家計相談支援事業は2015年の生活困窮者自立支援法の施行時には、国庫補助率2分の1の任意事業であった。2018年6月の改正ではその必須事業化が論議されつつも結局は見送られた。それでも、以下のように、その充実策が講じられた。

- ・自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施を促進
- ・就労準備支援事業・家計改善支援事業を実施する努力義務を創設
- ・両事業を効果的・効率的に実施した場合の家計改善支援事業の国庫補助率を引上げ(1/2→2/3)

必須事業化が見送られた一つの大きな理由は、家計相談を担う人材が不足しており、また、各自治体でそれをどのように実施していくのかのノウハウが不足していることであった。この点、国家資格を取得する人数が毎年ほぼ1万人に達する社会福祉士の場合も、カリキュラム上、家計や家計相談に関係する科目はなく、ソーシャルワーカーが現状でこの分野を担えるかは疑問である。同じことはいわゆる就労支援についてもいえる。いわゆる一般就労についてのソーシャルワーカーの知識は深くはない。豊中市の西岡正次氏が市内で精力的に開拓した就労先企業（「出口」）の経営や労働に関する知識はもたないまま社会福祉士になる。実際にグリーンコープなどで家計相談を担っているのはファイナンシャル・プランナー（FP）などである。これらは、上で挙げた①生活困窮者自立支援の展開がソーシャルワークに提起している課題として指摘できる。福祉－家計－労働を往還する取組みとそのための人材育成システムが必要不可欠である。

第3に、やや原理的な問題になるが、生活保護と生活困窮者自立支援との関係をめぐる論点が本書から浮かび上がる。まず、アメリカのセツルメント活動において、専門職ソーシャルワーク・カリキュラムに家政学が含まれていたことが注目される。しかしソーシャルワークが1920年代に心理面に傾倒していく動きの中で「ソーシャルワーカーたちは専門職化に向けたプロセスをたどり、家計のやりくりから離れて」いく（p.113）。

今再び、生活困窮者支援の中で家計相談の重要性が増してきたが、生活困窮者自立支援制度は、周知のように金銭的所得保障機能がきわめて弱く、そのため直接的に家計補助をする役割はもっていない。金銭的給付の生活保護とサービス（相談）給付の生活困窮者自立支援が画然と区分されている。そのことをどう見るか。

もちろん、生活困窮者の相談にも時間がかかるわけでその間の生活を保障すべきという議論は正論であり、首肯される。その一方で、就労支援や家計相談支援などのサービス給付そのものの真価が問われている。就労に結びつく相談と情報提供、出口の準備、行岡氏や有田氏が説くような、家計の問題点を相談者自身が気づき改善しようとするような働きかけ（pp.72-79, pp.86-91）が求められる。生活保護のような金銭的給付の裏づけがないだけに相談援助業務そのものの有効性が問われているのである。本書がその有効性を増すための一助となれば幸いである。

特 集

東アジアにおける 高齢者サービス供給の多様性

東アジアでは人口高齢化の進展にともない、介護サービスを必要とする人の数は増加しつつある。介護需要の高まりに対応したケアシステムを確立することが大きな課題となっている。本号では、「東アジアにおける高齢者サービス供給の多様性」と題した企画を、埋橋孝文氏（同志社大学教授／放送大学客員教授）のご協力を得て企画した。各論文では、台湾、中国、日本における高齢者サービス供給の概要やその背景、現状と課題などを整理いただいている。

特集1は、「台湾における地域密着の高齢者介護ケア提供体制構築の動向」として、小島 克久氏（国立社会保障・人口問題研究所 情報調査分析部長）にご執筆いただいた。台湾では、今後の急速な高齢化が予測されており、高齢者介護制度の整備が急務となっている。近年の動きとして、「長期照顧十年計畫」（介護サービス十年計画）に基づく介護サービスの提供開始（2008年）、介護サービスの枠組みを整理した「長期照顧服務法」（介護サービス法）の成立（2015年）、「長期照顧十年計畫2.0」（長照2.0）の実施（2017年）などがある。長照2.0では地域により密着した介護サービス提供体制として「地域包括ケアモデル」（社區整體照顧體系）を構築する方向が打ち出されている。この「地域包括ケアモデル」は、日本の「地域包括ケアシステム」を参考にしたものである。本稿では、台湾の「長照2.0」の概要、その中に盛り込まれた「地域包括ケアモデル」の内容、現状と課題について論じ、日本との共通点、相違点や、そこから見える台湾の介護制度の課題は何であるかを探っている。

特集2は、「中国の介護サービス供給と介護保険制度の行方」として、郭芳氏（同志社大学社会学部 助教）にご執筆いただいた。急速な高齢化問題に直面する中国でも高齢者介護を家族だけに依存することは現実的でない状況になりつつあるという。中国政府は次々と高齢者福祉政策を発表し、ケアシステムの構築を最優先課題の一つとして取り組んでいる。高齢化と市場化というマクロ変動下にある中国において全国統一の介護保険制度の実施は可能なのか、介護サービス供給は一体どこに向かうのか。本稿では、中国の高齢者ケアシステムの現状および試行中の介護保険モデル事業の分析を通じて、中国の介護サービス供給のあり方と今後の方向性を探っている。

特集3は、「地域住民は地域包括ケアにおけるサービス供給者になり得るのか」として、内山 智尋氏（国際協力機構（JICA）中国事務所所員）にご執筆いただいた。日本では介護保険が実施されて18年が経過した。日本では在宅ケアを推進するために一旦は介護の社会化を目指した。しかし、筆者は、高齢化の進展、地域における人間関係の希薄化等、“逆戻り”しているともいえる現状を指摘する。この期間に、地域包括ケアという概念を生み出し、各自治体で状況に応じたシステムやネットワークの仕組みを作り出してきた。ここ数年の変遷の中で、介護保険の一部が総合事業として自治体の地域支援事業に移行し、サービス供給における地域住民や地域団体への依存が強まってきている。本稿では、筆者が地域活動に関わった経験を参考に、介護保険制度の設立や改正に伴い地域の「ケア」における役割が如何に変化し、これから我々住民に何が期待され、実際に行動に移すためにどうすればよいのか考察している。最後に結論として、これまでの議論をもとに今後の地域包括ケアにおける地域住民の参画のあり方について考えを述べている。

なお、本号では、巻頭のマンスリーレビューで埋橋孝文氏にエッセイをご寄稿いただいている。また、関連するテーマとして、UAゼンセン介護クラフトユニオンの取り組みの紹介も掲載している。あわせてご覧いただきたい。

台湾における地域密着の高齢者介護 ケア提供体制構築の動向

国立社会保障・人口問題研究所 情報調査分析部長 小島 克久

I. はじめに

高齢化はわが国だけでなく、台湾でも大きな問題である。台湾の高齢化率(65歳以上の者の人口に占める割合)は2015年で12.5%とわが国(26.6%)のほぼ半分程度である。その後は高齢化が急速に進み、2060年の高齢化率は38.6%と同じ年のわが国(38.1%)とあまり変わらない水準に達する見通しである(国家発展委員会「中華民国人口推計(105年至150年)」による)。このような将来の急速な高齢化を背景に、台湾でも高齢者介護制度の整備が急務である。近年の動きとして、「長期照顧十年計畫」(介護サービス十年計画)に基づく介護サービスの提供開始(2008年)、介護サービスの枠組みを整理した「長期照顧服務法」(介護サービス法)の成立(2015年)、「長期照顧保險法」(介護保険法)の検討(2016年に撤回)、現在の民進党蔡英文総統の下で

の、「長期照顧十年計畫2.0」(長照2.0)の実施(2017年)がある。その一方で、介護サービスが十分整備されていない、「外籍看護工」と呼ばれる外国人介護労働者に介護ニーズの多くを依存する現実もある。そのような中、長照2.0では地域により密着した介護サービス提供体制として「地域包括ケアモデル」(社區整體照顧體系)を構築する方向が打ち出されている。この「地域包括ケアモデル」は、わが国の「地域包括ケアシステム」を参考にしたものであるが、わが国との共通点、相違点は何であろうか。また、そこから見える台湾の介護制度の課題は何であろうか。このような問題意識のもと本稿では、台湾の「長照2.0」の概要、その中に盛り込まれた「地域包括ケアモデル」の内容、現状と課題について、わが国との違いにも着目しながら論じることにする。

II. 台湾の介護制度の概要

1. 高齢者介護制度の沿革

台湾では1980年に「老人福利法」(老人福祉法)が制定されたが、「高齢者」を70歳以上としていた上に、具体的な施策への言及がなく、高齢者福祉施策も限られた形となっていた(大友 2007; 沈 2007)。1990年代の民主化などを背景に、「老人福利法」改正(1997年、2002年)、内政部「加強老人安養服務方案」(高齢者の健康、介護サービスの向上などを目標とした政策文書、

1998年)や行政院「建構長期照護体系先導計畫」(2000年～2003年、一部地域で地域ケアサービス等が試行)の策定などを経て、2006年には行政院經濟建設委員會「2015年國家發展願景第一階段三年衝刺計畫」が策定された。この計画では介護サービス提供に関する長期計画策定が明記された。これに対応する長期計画として、2007年に「長期照顧十年計畫」(介護サービス十年計画)¹が策定され、2008年から2016年まで

実施された。この計画はわが国やイギリスの介護制度を参考にしたとされ、65歳以上の者などで要介護者と認定された者を対象に、税財源(所得に応じた自己負担あり)で、施設、居宅、地域(通所)での介護サービスを提供する仕組みであった。

「長期照顧十年計畫」の成果として、居宅や地域ケアを中心にした介護サービス利用者の増加がある。例えば居宅ケアの利用者数は、2009年の2万2,392人から2016年の4万8,962人への増加(年平均増加率:11.8%)、地域ケアのひとつであるデイサービスは、2009年の615人から2016年の3,917人への増加(年平均増加率:30.3%)であった。施設ケアでも、2009年の4万183人から2016年の4万7,181人への増加を記録した(年平均増加率:2.3%)。

このような成果の一方で、要介護認定者数は2009年の約2.4万人から2015年の約17万人へと増加している(年平均増加率:38.7%)。衛生福利部の推計によると、公的介護サービスは2015年でも要介護者の介護ニーズの36%しか担っていない。残りのうち44%の介護ニーズは「外籍看護工」(外国人介護労働者)が担っている。つまり、台湾では公的介護サービスが十分でなく(量、質、地域差)、家族や外国人などのインフォーマルケアに依存している状態にあった。そのため、今後の高齢化に伴う介護ニーズの増加にどのように対応していくかという課題が明らかになった。

こうした課題に対して、国民党の馬英九総統(当時)政権下では、介護サービス提供体制と財源確保の仕組みを再構築するため、「長期照顧服務法」(介護サービス法)と「長期照顧保險法」(介護保険法)の二つの法律が検討された。前者は2015年に成立した台湾の介護サービスの仕組みを整理した法律である。主な内容として、①介護サービスの種類(居宅ケア、地域(通所)ケア、施設ケア、家族介護者支援、その他)、②介護サービス利用の原則(要介護認定を受けるなど)、③介護事業所の分類(居宅ケア、地域ケア、施設ケア、総合型ケア²、その他)、④介護事業所の法人化(介護事業法人)、⑤介護従事者(介護事業者への登録、定期的な訓練など)、⑥医療との連携、⑦利用者の権益保護、⑧介護サービス基金

の設置、⑨個人看護者(「外籍看護工」を含む家庭で私的に雇用される介護者)、などで構成されている。介護サービスの種類などを整理したほか、これまで組織化されず個人経営であった小規模の事業所を法人化させる(その後既存の事業所で代表者などの変更がない場合は法人化の例外とされる)こと、個人看護者については介護技能の向上を目的に、当局から指定された介護技能訓練を受けること、などの介護サービスについて包括的な内容である。

後者の「長期照顧保險法」(介護保険法)は、2015年に法案が立法院(議会)に提出されたが、蔡英文政権となった後の2016年7月にいったん撤回された。その内容として、①保険者は「中央健康保険署」(医療保険の保険者)、②被保険者は台湾の全住民、③保険料算定ルールは「全民健康保険」(医療保険)に準じる、④要介護認定を行い、給付は身体介護、訪問看護、住宅改修、福祉用具、レスパイトケア、各種家族介護者支援などの14種類、⑤介護サービス利用時の自己負担割合は15%(上限および低所得者への減免あり)、などが盛り込まれていた。

蔡英文総統の介護政策の方針は「税財源で介護サービスを充実させる」ことであり、「長期照顧十年計畫」の後継プランが検討された。2016年12月に「長期照顧十年計畫2.0」(介護サービス十年計畫2.0、長照2.0)が策定され、2017年からこの計画の内容が順次実施された。

2.現在の高齢者介護制度(長照2.0)の概要と現状

(1)制度の概要

現在の台湾の高齢者介護制度は、「老人福利法」、「長期照顧服務法」などの法律とともに、「長期照顧十年計畫2.0」に基づくものである。その概要は図1のとおりであるが、これをもとに現在の台湾の介護制度の内容を見てみよう。

まず対象者は、①65歳以上の者、②55歳以上の原住民族(先住民族)³、③64歳までの障害者、④50～64歳までの認知症の者などで介護が必要な者であり、高齢者と若年障害者の両方をカバーしている。介護サービスの利用希望者は、

直轄市や県市政府の「介護管理センター」に要介護認定を申請する。要介護認定は日本などの外国を参考にはしたが、台湾で開発された要介護認定基準に基づいて行われる⁴。要介護度は自立の第1級から最も重度の第8級の8段階となっている（認定の有効期間は半年）。

次に公的介護サービスは、要介護認定の結果、第2級以上と認定され、要介護認定後にケアプラン作成・決定を経た後に利用可能となる⁵。利用できるサービスとして、施設ケア（介護施設への入所）、居宅ケア（訪問介護、訪問看護など）、地域（通所）ケア（デイサービス、レスパイトケアなど）の3種類のほか、福祉用具・住宅改修（バリアフリー化）への補助も利用できる。特に地域ケアに含まれるサービスとして、長照2.0では「認知症ケア」、「小規模多機能」、「地域密着型介護予防」、「家族介護者支援」（各種相談サービスなど）、「原住民族地域密着型ケア」（原住民族の習慣に配慮した介護サービス整備、人材の育成）、「退院準備支援」などが新たに加えられている⁶。そして、地域密着の介護サービスの体制として、「地域包括ケアモデル」を構築することも、この長照2.0に盛り込まれている。

各介護サービスの給付は、訪問介護、家庭委託型介護（要介護者または介護従事者の自宅で介護サービスを提供）、デイサービスの3つは一定の金額の中で包括利用ができる。その他はサービスごとに給付水準が決まっている⁷。そして、施設ケアを除くこれらの介護サービス全体の利用限度枠は、第2級以上の要介護ごとに金額単位で定められている。例えば最も軽度の第2級では毎月10,020台湾元（約3.6万円）であり、最も重度の第8級では毎月36,180台湾元（約13万円）である。居宅・地域ケア、レスパイトケア利用時の自己負担は、低所得者（生活保護対象者相当）は無料であるが、中低所得者（その他の低所得者）は5%、一般（低所得以外の者）は16%である（長照1.0ではそれぞれ10%、30%）。

そして、家族介護手当として「中低収入老人特

別照顧津貼」があり、重度の要介護高齢者を同居家族（就業していないなどの条件がある）が介護している低所得世帯に月額5,000台湾元（約1万8千円）が支給される。

このように「長期照顧十年計畫2.0」で実施されている台湾の高齢者介護制度は、高齢者だけでなく若年障害者も対象とし、施設や居宅ケアの他、さまざまな地域（通所）ケアの給付を含む、地域により密着した総合的な高齢者や障害者の介護制度となっている（図1）。

（2）「長照2.0」下での介護サービス利用の現状

「長照2.0」は2017年から順次実施されているが、この年の介護サービス状況は次の通りである。まず、訪問介護などの居宅ケアの利用者数は、5万6,056人であり、これを9,801人の従事者でケアしている。この利用者数は「長照1.0」の最終年であった2016年の4万8,962人より約15%の増加となっている。地域ケアのうち、デイサービスの利用者数は5,091人であり、前年（3,917人）より約30%増加している。配食サービスは9,479人が利用し、1人あたり231.5日利用されている。移送サービスは2万7,428人が利用し、1人あたり13.4往復の利用である。施設ケアの利用者数は4万8,340人であり、前年（4万7,181人）より2.5%の増加である。なお、介護施設の定員は6万2,465人であり、利用率は約77%にとどまる。そして、家族介護手当である「中低収入老人特別照顧津貼」の受給者数は2017年の月平均で9,360人である。このように、台湾の介護サービス利用は「長照2.0」開始1年後であるが居宅・地域ケアを中心に大幅に伸びている。

なお、台湾の介護ニーズの多くを担うとされている「外籍看護工」の数は労働部の統計によると、2017年で約25万人である。そのうち約1.5万人は介護事業所（グループホームを除く）で就労しているが⁸、残りは家庭で雇用される形で介護に従事している（図1）。

1. 制度の概要(2017年～)

「長期照顧十年計畫2.0」「老人福利法」「長期照顧服務法」に基づく、税財源の制度

対象者	サービス利用までの流れ	利用できるサービス
以下の者が介護が必要となる (1)65歳以上の者 (2)55～64歳の原住民族 (3)64歳までの障害者 (4)50～64歳の認知症の者 など	要介護認定(第1級から第8級) ケアプラン作成・決定※ (介護サービスの種類・量を決定) 介護サービス利用	施設ケア(介護施設) 訪問介護 訪問看護 訪問リハ 居宅ケア デイサービス レスパイトケア 配食サービス 家庭委託型介護 認知症ケア 小規模多機能 地域密着型介護予防 家族介護者支援 地域ケア 福祉用具住宅改修 地域包括ケアモデル

【要介護認定】
 ・要介護認定:ADLs、IADLsなどの多様な基準に基づく(CMS)
 ・要介護度:第1級(自立)～第8級(最も重度)の8段階
 【利用限度枠(居宅・地域ケア、1ヶ月)】:要介護度(第1級を除く)別金額表示
 例:第2級 10,020台湾元(約3.6万円)、第8級 36,180台湾元(約13万円)
 【自己負担(居宅・地域ケア・レスパイトケア)】
 「低所得者」(生活保護対象者相当) 0%
 「中低所得」(その他の低所得者) 5% 「一般」 16%
 【家族介護手当(中低収入老人特別照顧津貼)】
 月5,000台湾元(約1万8千円)

※移送サービス・福祉用具・住宅改修は所得などに応じて0～30%
 施設ケアは重度で低所得の場合は無料

2. 現状

【介護サービス利用状況(2017年)】

(1) 居宅ケア・地域ケア

居宅ケア 5万6056人 デイサービス 5,091人
配食サービス 9,479人 移送サービス 2万7428人

(2)施設ケア

入所者数 4万8340人

【要介護認定者数
(2015年)】
約17万人

【家族介護手当】

受給者数

(2017年)

月平均)

9,360人

外国人介護労働者
(外籍看護工)

約25万人(2017年)

※うち1.5万人が介護事業所(グループホームを除く)

で就労

出所: 衛生福利部、労働部資料、台湾ヒアリング(2018年3月)の情報をもとに作成

注:「利用できるサービス」の色の部分は「長照2.0」で盛り込まれたもの。斜体字の介護サービスは一定の給付額の中で包括利用が可能なもの。他はサービスごとに給付額が決まっている。「ケアプラン」は利用できる介護サービスの種類・量を定める。具体的な介護サービス利用計画は別に決める。

図 1. 台湾の介護制度

Ⅲ. 台湾の地域密着型ケア

1.「地域包括ケアモデル」の概要

台湾では「長照1.0」でも、居宅、地域ケアの普及を通じて地域密着の介護システムの構築を目指してきた。「長照2.0」ではこれを一層推進するために「地域包括ケアモデル」の構築を目指している。そもそも、この「地域包括ケアモデル」はわが国の「地域包括ケアシステム」を参考にしたものである⁹。その概要は図2の通りであるが、その目的は、地域(市区町村相当の範囲を単位)の介護サービスの量と種類の増加、介護事業所間の連携を図ることなどである。これを実現させるために、地域内の介護サービス拠点を機能別のA、B、C型に指定し、A型を頂点として、B型、C型へとピラミッド型でこれらを連携させる。相互の連携はA型が中心となり、介護事業所の関係者が集まった会議の他、利用者を地域内のB型、C型にA型の運営する移送サービスで送り届けることで確保することと

なっていた。

これだけを見るとわが国の「地域包括ケアシステム」に類似しているが、A、B、C型として類型化された介護事業所の機能を見てみよう。

まず、A型は介護サービス提供に加えて、地域の介護拠点の中心（旗艦店）としての役割を果たす。具体的には、①介護サービスの提供（デイサービスおよび居宅ケアサービスの他に1種類の介護サービス）、②家族と相談のうえでの「介護サービス計画」（具体的な介護サービス利用計画）¹⁰の作成、③B、C型介護事業所と連携、④定期的に地域ネットワーク包括会議の開催、⑤B、C型介護事業所の支援、⑥教育プログラムの実施、⑦介護サービス利用者を地域内のB、C型の事業所に送り届ける、などの役割を担う。つまりわが国に当てはめて言えば、介護サービス事業所が地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、移送事業

所の役割を同時に担うことになる。特に、地域内の介護事業所を移送サービスで結ぶことで連携をより確かにさせ、利用者のニーズに応える、という効果が想定されていた。こうしたA型の介護事業所指定を申請できる組織は、公的機関の他、公益法人(社会福祉法人など)、医療機関である。当局の審査を経てA型の介護事業所として認定されると、施設整備、介護事業所連携のための費用(会議開催費など)、介護サービスの人件費(3名分)、移送サービス(利用者を地域内のB型、C型の介護事業所に送り届ける目的)の車両購入費、運転手の人件費などが補助される。

次にB型は、多機能かつ専門的な介護サービスを提供する介護拠点(専門店)として位置づけられている。わが国の介護保険の指定事業所に相

当するものと考えられる。B型では、①自ら介護サービスを提供(少なくとも2種類の介護サービスを提供)、②A型の事業所に協力する、③C型の事業所を支援する、という役割を担う。具体的には、居宅・地域ケア、認知症および家族介護者支援、相談業務、配食サービス、介護予防、要介護状態悪化防止、地域リハ、認知症ケアおよび家族介護者支援のサービスを提供することが想定されている。このような専門的な介護事業所であるので、B型指定を申請できる組織は、公益法人(社会福祉法人など)、高齢者施設・障害者施設、医療機関などとなっている。B型に指定された場合も、施設整備、介護事業所連携のための費用(会議開催費など)、介護サービスの人件費(2名分)が補助される。

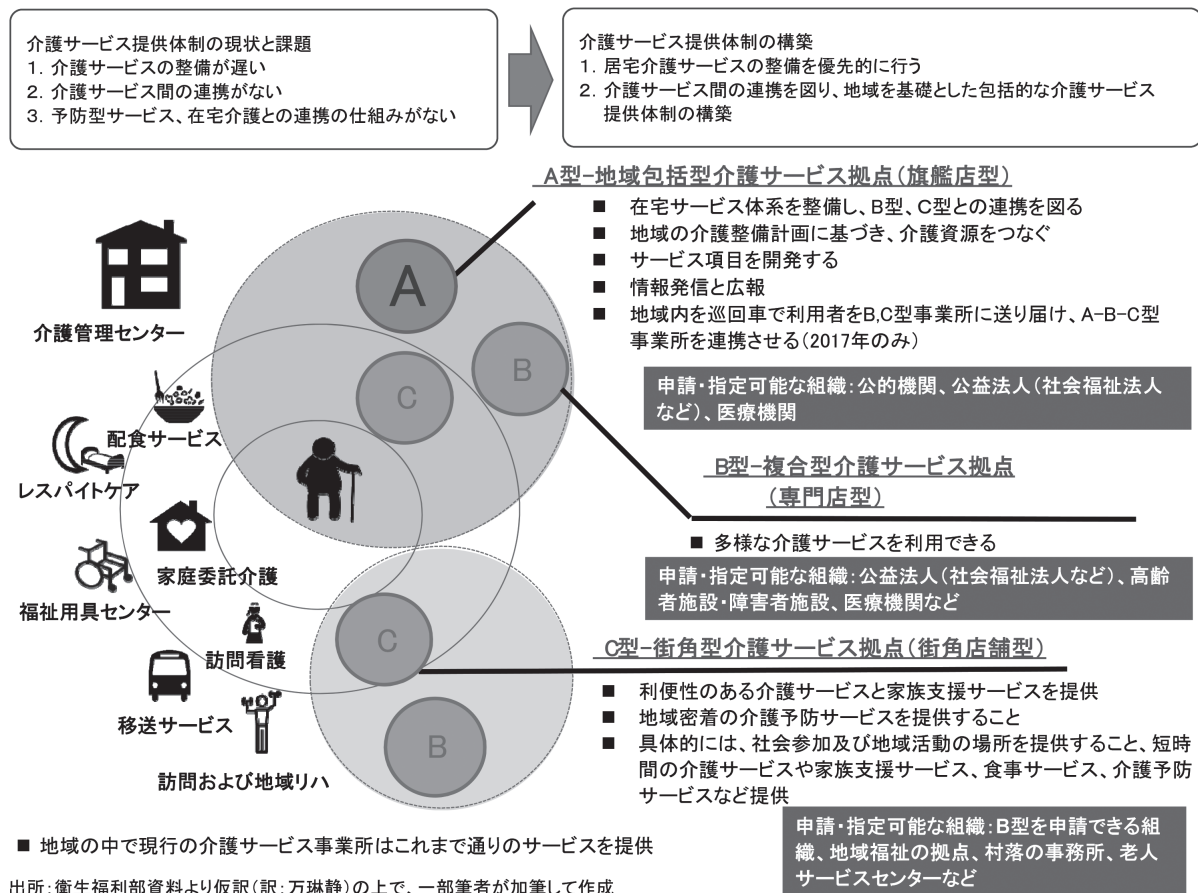


図2. 「地域包括ケアモデル」の概要

そしてC型は、介護予防や配食などを提供するより身近な介護拠点(街角型)として位置づけられている。具体的な役割として、①介護予防、②短時間介護及びレスパイトケア(臨時サービス)、③

配食サービス、④高齢者の社会参加及び活動場所の提供、が想定されている。わが国の「介護予防・日常生活支援事業」の「介護予防・生活サービス支援事業」(通所型サービスや生活支援サー

ビスとして、基準緩和型や住民参加型)に相当すると言えなくもないが、元気な高齢者の集まるサロンのような機能も併せ持っているとも言える。C型指定を申請できる組織として、B型指定を申請できる組織の他、地域福祉の拠点、村落の事務所、老人サービスセンターなどが挙げられている。しかもその条件は「地域密着のサービスに意欲のある者」とされている。C型に指定された場合も、施設整備、介護事業所連携のための費用(会議開催費など)、介護サービスの人件費(50万台湾元、約180万円)などが補助される。なお、C型の事業所では福祉専攻の学生による実習や地域住民のボランティアが介護サービスに関わることも想定されている。つまり、これからの介護人材の発掘という役割も担っている。

このような特徴と役割などを持つA、B、C型の介護事業所であるが、地域内のすべての介護事業所がA型、B型、C型に必ず申請しなければならないという訳ではない。これに申請しなくても、従来から介護サービスを提供している事業所は、この分類に関係なくこれまで通り介護サービスを提供できる。

2. 「地域包括ケアモデル」の動向

(1) A、B、C型事業所指定状況

「地域包括ケアモデル」の中心であるA、B、C型の事業所の指定は2016年10月からモデル事業として実施された。介護事業所からの申請を当局が審査し、A、B、C型の事業所の指定を行っている。「長照2.0」に盛り込まれた2020年の指定目標として、A型は469カ所(市町村相当の地域ごとに少なくとも1カ所)、B型は829カ所(中学校区ごとに1カ所)、C型は2,529カ所(3集落ごとに1カ所)が掲げられている。実際の指定状況をみると、2017年7月にはA型は80カ所、B型は199カ所、C型は441カ所が指定された。ほぼ1年後の2018年5月現在ではA型は371カ所、B型は2,247カ所、C型は1,160カ所が指定されており、1年に満たない間に大幅に増えている。この時点での整備目標として、A型は393カ所、B型は1,100カ所、C型は1,735カ所であったので、専門店型介護拠点であるB型の増加が顕著である。地域の旗艦店型であ

るA型は台湾全体で言えば目標通りの指定状況であるが、地域によってはA型が存在しないところもあり、地域差が見られる。C型は身近な介護予防拠点として指定が進められ、地域によっては目標値を上回っている。しかし、台湾全体では目標の67%の指定にとどまる(表1)。

「地域包括ケアモデル」ではABC型の介護拠点がA型を頂点とするネットワークとなる。A型の事業所がB、C型の事業所をどの程度抱えているかによって、ネットワークの規模、言い換えるとA型の負担がわかる。表1でA型の事業所数に対するB、C型の事業所の数を県市別に見ると、B型についてはA型1カ所について、2.67カ所から24.5カ所となっており、地域差が大きい。また、C型についてもA型1カ所について、1.69カ所から9.15カ所となっており、こちらも地域差が大きい。市区町村レベルの地域でみた場合にA型の事業所が存在しない地域も存在するので、この数値は注意して見る必要があるが、A型がマネジメントする事業所の数に地域差があり、「地域包括ケアモデル」での介護サービスの提供体制は実施初期段階で相当な地域差を有する形になっている。

(2) 制度運用

「地域包括ケアモデル」の大きな特徴として、A型で指定された介護事業所が介護サービス提供、事業所間の連携(ケア会議の開催、利用者の移送など)というマネジメントで大きな役割を果たす。特に移送サービスで介護サービス利用者を地域内の事業所に送り届けることで必要な介護サービスを提供するとともに、相互の事業所の連携を確かなものにする効果が期待されていた。2018年に入りこの移送サービスはA型では行わないことになった。介護サービス提供とケアマネジメントに重点を置く形になり、後者については「介護サービス計画」作成に1,500台湾元(1件あたり、約5,500円)、その更新(フォローアップ)に300台湾元(利用者1人あたり月額、約1,100円)の給付を行っている¹¹⁾。また、A型の指定を申請できる組織は、公的機関の他、公益法人(社会福祉法人など)、医療機関であり、非営利組織である。台湾では「長期照顧服務法」により、営利事業者による公的介

護事業への参入が可能になった(施設ケアの事業所は非営利法人を別に設立することが条件)。実際に、台湾には営利組織が運営する(全額自己負担が原則の)ナーシングホームなどがあり、わが国などの諸外国をモデルにした介護・看護事業を営んでいる¹²。現在では、こうした営利組織による参入、特に非営利法人設立による参入は2018年1月現在では確認されていない。そのため、営利組織による公的介護事業参入、そしてA,B,C

型への指定申請は今後の推移を見守る必要がある。A型の介護事業所に指定されると、地域内の他の介護事業所との連携業務も担うことになるが、わが国の経験から考えると、①地域によっては介護事業所や介護人材が大きく不足する、②最新の地域人口統計や政策の詳細な情報が欲しい、といった課題に直面することが考えられる。これらの解決には行政機関である地方政府の果たす役割が大きいであろう¹³。

表 1. 台湾の「地域包括ケアモデル」ABC 型介護拠点指定状況

指定状況 (台湾)	2017年7月 A型 80力所 B型 199力所			2018年5月 A型 371力所 B型 2,247力所			2020年(目標) A型 469力所 B型 829力所		
	A型(旗艦店型)			B型(専門店型)			C型(街角型)		
県市別	目標値	実績値	達成率	目標値	実績値	達成率	目標値	実績値	達成率
台北市	29	29	100%	81	118	146%	160	81	51%
新北市	44	36	82%	122	173	142%	117	90	77%
桃園市	28	28	100%	78	161	206%	184	158	86%
台中市	38	38	100%	106	236	223%	134	156	116%
台南市	40	32	80%	112	170	152%	246	54	22%
高雄市	22	36	164%	61	372	610%	128	63	49%
基隆市	7	7	100%	20	26	130%	28	15	54%
新竹市	2	2	100%	7	49	700%	24	10	42%
新竹県	6	4	67%	17	64	376%	21	15	71%
苗栗県	18	22	122%	50	70	140%	45	48	107%
南投県	7	5	71%	20	98	490%	36	18	50%
彰化県	26	21	81%	72	117	163%	102	113	111%
雲林県	25	19	76%	70	59	84%	134	37	28%
嘉義市	2	2	100%	7	38	543%	15	14	93%
嘉義県	12	19	158%	34	131	385%	60	33	55%
屏東県	25	13	52%	70	105	150%	86	119	138%
宜蘭県	15	25	167%	41	113	276%	70	59	84%
花蓮県	16	15	94%	45	52	116%	42	26	62%
台東県	22	18	82%	61	48	79%	60	36	60%
澎湖県	6	0	0%	17	32	188%	20	12	60%
金門県	2	0	0%	7	14	200%	21	1	5%
連江県	1	0	0%	2	1	50%	2	2	100%
台湾	393	371	94%	1,100	2,247	204%	1,735	1,160	67%

出所: 衛生福利部資料より作成

注: 数値は県市政府の資料を基に衛生福利部がまとめたもの

すでに述べたように、A、B、C型の介護事業所の指定ではB型が突出する形で多くなっている。B型は専門的な介護事業所であり、B型の事業所の指定を増やすことに重点が置かれている。これを言い換えると、台湾では介護サービスが十分ではなく、これを急速に増やすことが大きな目標であ

ったことがわかる。また、C型は住民参加型の介護予防の提供などを目的としており、身近な介護サービス拠点として増やすことに十分な意義がある。しかし、台湾に以前からあった「健康促進拠点」(高齢者などの健康作りを目的とした通所の施設であり、健康作りを目的とした運動などを行う)に近い

性格を持っており、介護予防サービス拠点としての機能が強化されるかは今後の推移を見守る必要がある。

3. わが国の「地域包括ケアシステム」との比較

このように、「長照2.0」では地域密着型で多様な介護サービスを提供する仕組みとして、「地域包括ケアモデル」を盛り込んでいる。すでに述べたように、わが国の「地域包括ケアシステム」を参考にしたと言われている。両者の比較をした結果をまとめたものが表2である。この表とこれまで述べてきたことを踏まえて、台湾の地域密着の介護サービス提供体制の特徴と課題を見てみよう。

まず対象となる地理的な範囲であるが、人々の生活圏域を「地域」の単位としていることは共通している。しかし「地域」の範囲に差異が見られる。わが国は「おおむね30分程度で（医療や介護関係者などが）駆けつけられる範囲」（中学校の校区に相当する想定）を想定している。一方で台湾は、「市区町村に相当する地方政府の管轄範囲」（A型介護事業所の整備目標数、中学校区に1カ所の整備目標とする複数のB型介護事業所をネットワーク）を想定している。つまり、わが国が高齢者の「生活圏」に着目して、「地域」を市区町村より細かい地理的範囲で想定しているのに対して、台湾は中学校区より広い地方政府の「行政区」で想定している。「行政区」が高齢者の「生活圏」と一致していれば問題はないが、そうでない場合は、「地域」の中にさらに「小地域」を設定して介護サービスの提供体制を考えるなど、運用の工夫の余地があろう。

次に「地域」内で提供されるサービス「連携」であるが、「複数のサービスが連携する」ところは共通している。わが国の「地域包括ケアシステム」を構成する要素として、「住まい」、「医療」、「介護」、「福祉（生活支援）」、「予防」の5つがあり、それぞれの従事者や地域住民が連携しあって、必要なサービスを提供する形になっている。そのため、提供されるサービスは介護分野とは限らないことが明確である。一方で台湾の「地域包括ケアモデル」では、医療機関が指定されたA型の介護事業所も含まれてはいるが、介護サービス事業所間の

連携に重点が置かれる。また、介護サービスの増加（数と種類）にも重点が置かれている。つまり、介護サービスの「整備」と「連携」の両方を達成させることを目指している。「連携」は医療や介護のサービスがある程度「整備」されて行う方が、「連携」の方法に集中した議論が可能である。そのため、「整備」と「連携」の両方を達成させることは、介護サービス「整備」の段階で「連携」をどう行うかを組み込んで考える必要があろう。

そしてその「連携」の方法であるが、わが国は市区町村が設置する「地域包括支援センター」¹⁴が中心的な役割を果たす形で、医療、介護などの関係者が「地域ケア会議」などを通じて情報や事例の共有などを行う。これがそれぞれの組織で介護などのサービスを提供するための基礎となる。つまり、「連携」の方法が「地域の関係者同士のネットワークの仕方」に重点が置かれている。一方台湾では、「ケア介護」の開催による関係者の連携がとられる一方で、A型の介護事業所に配備された車両を活用した移送サービスで利用者を送り届ける、という物理的なネットワークも当初は前面に出ていた（2018年から方針変更）。また、わが国では「地域包括支援センター」が持つ機能もA型の介護事業所が担っており、地域での医療や介護のネットワークの基盤作りが介護事業者任せられた形になっている。台湾の地方政府（直轄市や県市政府）の役割として、これらが設置する「介護管理センター」による「要介護認定」中心になっている側面がみられる。しかしすでに述べたように、A型の事業者がマネジメントを担当する地域の人口などの小地域統計、地域内の医療、介護、福祉に関する事業所の情報、医療・介護制度の最新の政策情報の提供などでも、地方政府が果たす役割は大きいと考えられる。

最後に、わが国の「地域包括ケアシステム」においても、「地域」には人口、社会経済状態、医療・福祉施設整備状況などで地域差が大きい。そのため、「地域包括ケアシステム」の構築は地域ごとに異なる姿になるものと思われる。台湾も都市部と山間部・離島、原住民族居住地域などがあり、高齢化の程度や医療・介護サービスの整備状況に大きな地域差があると考えられる。そのため、

「地域包括ケアモデル」の構築でもこうした地域差に配慮した形で進めることが重要ではないかと思われる。

このように、台湾の「地域包括ケアモデル」はわ

が国の「地域包括ケアシステム」との共通点がある一方で、相違点もみられる。その背景として、介護制度、サービス提供体制の違い、それぞれのシステムの目標が異なることがあると考えられる(表2)。

表2. 台湾の「地域包括ケアモデル」の特徴（わが国との比較）

	台湾「地域包括ケアモデル」 (社區整體照顧體系)	日本「地域包括ケアシステム」
対象となる 地理的範囲	「市区町村に相当する地方政府の管轄範囲」 (A型介護事業所の整備目標数より) ⇒行政区画に着目	おおむね30分程度で(医療や介護関係者などが)駆けつけられる範囲(中学校の校区に相当する地域を想定) ⇒高齢者の生活圏に着目
サービス提供 と連携	・各介護事業所が複数のサービスを提供 ⇒介護サービスの量と種類を増やす ・介護事業所(A,B,C型)がA型を頂点に連携してサービス提供+その他の事業所によるサービス ⇒介護事業所間の連携+介護事業所の数を増やす	・介護・医療などのサービスが連携 ・医療、介護、福祉などの関係者、地域住民などが参画してサービス提供 ⇒多様な関係者の参画に重点
連携方法	・A型の介護事業者がB,C型との連携を担う 利用者のケアマネジメント ・A型に配備された車両による各事業所のネットワーク化 (2017年のみ)	・医療、介護などの事業者などが連携 ・関係者による情報共有などのネットワーク化
地方政府 の役割	「介護管理センター」(要介護認定、ケアプラン作成)	「地域包括支援センター」(ケア会議などによる関係者の連携、介護サービス利用者や家族からの相談や支援など)

出所: 衛生福利部資料、(日本)厚生労働省資料などから作成

V. まとめ

台湾では急速な高齢化が見通される中、高齢者介護制度の構築が急務である。2008年の「長期照顧十年計畫」の実施後、国民党の馬英九政権下では「長期照顧服務法」と「長期照顧保険法」を柱にした新しい介護制度を検討してきた。前者は2015年に法律として成立した。後者は民進党の蔡英文政権下でいったん撤回される一方、「長期照顧十年計畫」の後継プランである、「長期照顧十年計畫2.0」が検討され、2017年から実施されている。これまでの介護サービス提供の成果と課題をもとに、対象者の拡大、介護サービスの種類の増加などが図られている。その中で、地域密着の介護サービス提供体制である「地域包括ケアモデル」も盛り込まれている。これはわが国の「地域包括ケアシステム」を参考にしており、生活圏である地域を対象とし、複数のサービスを連携させる面ではわが国と共通している。しかし、「地域」

の定義、介護サービスの連携の方法でわが国との違いが見られる他、わが国では市区町村が設置の「地域包括支援センター」が担っている地域での医療や介護のネットワークの基盤作りがA型の介護事業者任せにされた形になっている。また、台湾では介護サービスを増やすことと事業者間の連携を図ることの両方を実現させようとしている。これらの点がわが国との大きな違いとなっており、台湾の介護サービスが十分に整備されていないことが背景にあると思われる。そして地方政府は、要介護認定の他に、地域の統計、介護サービス資源情報の提供などで大きな役割を果たす余地があろう。そして、「地域包括ケアシステム」を含む「長照2.0」が目標通り実施されるには、財源の確保も重要である。ところがこの財源は中央当局からの補助金を中心であり、予算の制約がある中、予算確保が計画通り行くか否かも注目されるところである。

付記・謝辞

本論文は、科学研究費補助金「東アジアにおける高齢者介護制度の構築段階と日本の経験の伝播に関する研究」(研究代表者:小島克久)、厚生労働科学研究費補助金「東アジア、ASEAN諸国の人口高齢化と人口移動に関する総合的研究」(研究代表者:鈴木透)の成果公表活動の

一環として執筆した。また、現地でのヒアリングには李光廷先生(中華老人福利推動連盟顧問)、資料の整理にあたっては、万琳静さん(日本女子大学大学院)の協力を得た。彼女らを含めご協力いただいた方々には、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

参考文献

広井良典・駒村康平編著(2003年)『アジアの社会保障』東京大学出版会、pp.135-172。
大友昌子(2007年)『帝国日本の植民地社会事業政策研究—台湾・朝鮮—』ミネルヴァ書房。
沈潔編著(2007年)『中華圏の高齢者福祉と介護—中国・香港・台湾—』ミネルヴァ書房
小島克久(2014年)「台湾・シンガポールの介護保障」増田雅暢編著『世界の介護保障【第2版】』法律文化社、pp.154-170。
小島克久(2015年)「台湾」増田雅暢・金貞任編著『アジアの社会保障』法律文化社、pp.81-107。
小島克久(2015年)「台湾における介護保障の動向」『健保連海外医療保障』健康保険組合連合会、No.106、pp.1-12。

小島克久(2017年)「台湾——介護サービスにおける外国人介護労働者」金成垣・大泉啓一郎・松江暁子編著『アジアにおける高齢者の生活保障 持続可能な福祉社会を求めて』明石書店、pp.184-204。
小島克久(2018年)「台湾の社会保障(第3回)台湾の高齢者介護制度について」『社会保障研究』国立社会保障・人口問題研究所、第2巻第4号、pp.595-598。
衛生福利部(2016年)「長期照顧十年計畫2.0」(106～115年)(核定本)
衛生福利部(2016年)「長照十年計畫2.0說明會紀錄」(各縣市版)
衛生福利部(2016年)「長照十年計畫2.0—建構社區整體照顧模式ABC之理念」(2016年8月)

脚注

- ¹ この計画は現在では、「長期照顧十年計畫2.0」の前身という意味で「長照1.0」と呼ばれている。
- ² 「総合型ケア」とは、居宅・通所・施設ケアのうち2種類以上のサービスを提供する介護サービスと定義されている。
- ³ 台湾に古くから居住している人々のことを指す。当局は「原住民族」と呼んでおり、アミ族など16の民族が認定されている。
- ⁴ この要介護認定の基準はCMSと呼ばれるが、ADLs、IADLsなどの多様な基準を用いており、タブレット式端末などに組み込まれたアプリケーションにデータを入力することで認定が行われる。
- ⁵ ここでいう「ケアプラン」とは利用者が利用できる介護サービスの種類、量を定める程度である。具体的な利用計画(介護サービス計画)は後述のA型の介護事業所で作成される。
- ⁶ これらの中で、「小規模多機能」、「グループホーム」は日本の経験を元にこれらを普及させる動きも別途ある。「入浴介護」も日本の機器を用いて介護職員に研修させる事業者もいる(筆者が2015年12月、2017年2月に行った台湾でのヒアリングによる)。
- ⁷ 夜間や休日の介護サービス利用の場合の給付限度枠加算、山間部・原住民族居住地域では20%の加算がある(前者は衛生福利部資料、後者は筆者が2018年3月に行った台湾でのヒアリングによる)。
- ⁸ 衛生福利部の統計によると、高齢者福祉施設で就労している「外籍看護工」は2017年で5,857人であり、介護従事者(1万4,923人)の39.2%を占める。
- ⁹ 筆者が2017年2月に行った台湾でのヒアリングによる。
- ¹⁰ 要介護認定時に決めた「ケアプラン」をもとに定める具体的な介護サービス利用計画。
- ¹¹ 筆者が2018年3月に行った台湾でのヒアリングによる。
- ¹² 筆者が2017年2月に行った台湾でのヒアリングによる。
- ¹³ 筆者が2018年3月に行った台湾でのヒアリングによる。
- ¹⁴ わが国の「地域包括支援センター」は、実際には市区町村からの委託型(社福法人、社会福祉協議会、医療法人などが受託)が多く、2014年度で直営型は27.2%、委託型は72.2%を占める(平成26年度老健事業「地域包括支援センターにおける業務実態に関する調査研究事業報告書」による)。

中国の介護サービス供給と介護保険制度の行方

同志社大学社会学部 助教 郭 芳

はじめに

人口高齢化の進展にともない、東アジアで介護サービスを必要とする人の数は増加しつつある。介護需要の高まりに対応したケアシステムを確立することが大きな課題となっている。すでに高齢化社会を迎えた先進諸国においては、介護問題に対する政策展開がさまざまな形で行われてきた。例えば、1990年代はイギリスのコミュニティ改革、ドイツの介護保険制度の創設、そして2000年に入ってから日本、韓国における介護保険制度の導入など、各国で特徴ある取り組みが行われている。

急速な高齢化問題に直面する中国でも高齢者介護を家族だけに依存することは現実的でない状況になりつつある。そのような中、中国政府は次々と高齢者福祉政策を発表し、ケアシステムの構築を最優先課題の一つとして取り組んでいる。

政府は「養老事業発展五ヵ年計画」を策定し、高齢者介護に関する国の基本方針および事業計画を統括している。2000年から2016年までの、第10次、第11次、第12次五ヵ年計画には、一貫して国家、社会、家族と個人による高齢者ケアシステムの構築が基本原則の一つとなっている。つまり、私的介護（家族と個人）に頼りつつ、多様なサービス供給主体の活用により高齢者ケアの供給を整備しようとしている。2005年以降からの政策・制度にはシルバー産業の推進、重要性の強調など産業化誘導の方針がみられる。2006年の

「養老サービス業の促進に関する意見」のなかで、「公設民営、民設公助、政府補助、政府購買など多様な形式で、養老サービス業の展開を積極的に支持する」とはじめて言及された。2013年の「養老サービス業の発展を加速することに関する若干の意見」では、民間資本による養老サービス提供の奨励、公営養老施設の制度改革試行事業の実施などが主な任務として取り上げられた（郭 2018:109）。一方で、「中国養老事業発展の第13次五ヵ年計画」では、介護保険制度に関する検討を行う必要性が明示された。2016年6月以降、北京、上海など15都市において、介護保険モデル事業が導入され、注目されている。

高齢化と市場化というマクロ変動下にある中国において全国統一の介護保険制度の実施は可能なのか、介護サービス供給は一体どこに向かうのか。本稿は、中国の高齢者ケアシステムの現状および試行中の介護保険モデル事業の分析を通じて、中国の介護サービス供給のあり方と今後の方向性を探る。最初に、1節では福祉の社会化による高齢者ケア供給者の変化およびケアシステムの現状を分析する。つづいて、2節では試行されている介護保険モデル事業の概要と現状を明らかにした上で、3節では日本の介護保険制度の経験から中国の介護保険制度の実施可能性を考える。最後に、「おわりに」で論文の知見をまとめる。

1. ケア供給者の多様化と高齢者ケアシステムの変化

中国では、高齢化がまだ問題にならなかった時期には、家族が主な高齢者ケアの供給者であった。進行する高齢化と家族の介護機能の弱体化に対し、その解決策として、「社会化」させたということができる。社会の資源を整合させる枠組みが提案され、家族、地域社会、さらに民間企業も福祉の担い手として登場してきた。

福祉の社会化により高齢者ケアの供給主体が多様化し、現在の高齢者ケア供給者は図1のようになっている。ケアが必要な高齢者とその家族には現在、公営施設、社区養老サービスセンター、民

間施設と家政婦というサービス供給の選択肢が与えられ、サービス利用者としてケア供給者を選択できるようになった。ケア供給者の多様化と同時に、サービスの量的拡大も進められている。「養老事業発展第12次五ヵ年計画」の策定により、施設サービス中心のサービス供給体制、施設サービスの量的拡大などが図られた。高齢者福祉施設のベッド数は2006年に153.5万床だったが、2016年に744.8万床⁽¹⁾（「2017年社会服務発展統計公報」）まで増え、1000人あたりのベッド数は27.20床（2014年）に達した（「中国民政統計年鑑」）。

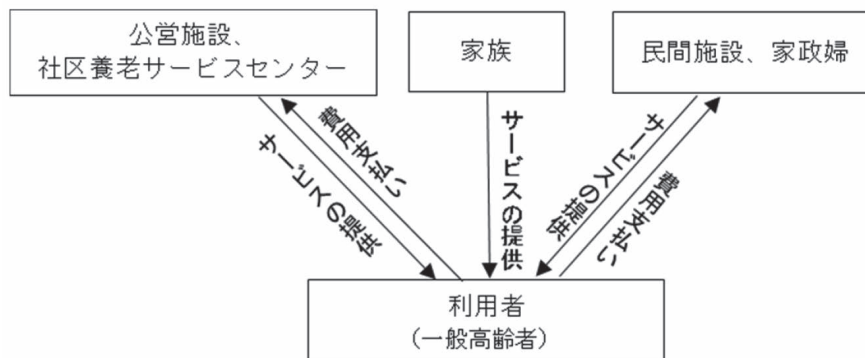


図1. 高齢者ケア供給者

出所:筆者作成

しかし、中国における福祉の「社会化」は特異な点がある。社会の共同責任という理念に基づきサービスの供給主体の多様化が強調されており、それは政府以外の民間サービス化を示すことが多い。政府によるサービスの直接供給から市場を通じての供給にシフトするようになった。すなわち、「サービス供給の社会化」である。高齢者がサービスを利用する際、その費用は全額利用者あるいはその家族が支払う。つまり、「財源の社会化」にはならなかった。中国独自の福祉の「社会化」は、サービス供給の社会化であり、財源の社会化にはならなかったため、社会化を経過しても、サービスの利用に伴い、必ず全額費用の支払いが発生する（郭 2018:108）。ここで、個人の経済負担能力によってサービス利用が左右されるという問題が

発生する恐れがある。

一方で、多様化するケア供給者はどのように高齢者のニーズに対応しているか、所得層別にみた中国の高齢者サービス供給の全体像を整理してみると図2のようになる。

現在、中国の富裕層高齢者は海外企業を含む民間事業者から手厚い介護サービスの提供を受け、貧困層高齢者は国家の保護の元（公営施設）でサービスを受けている（郭 2016:9）。1980年代以降実施された公営施設の有料化により、貧困層高齢者を受け入れてきた公営施設（「敬老院」「福利院」）は一般高齢者に開放された。また、福祉の「社会化」を実現するための手段の一つである「社区」福祉サービスの遂行により、社区養老サービスセンターが創設され、中間層高齢者

のニーズに対応している。図2のように、現在、各所得層の高齢者に対応しているサービス供給は既に準備されていることがわかる。つまり、中国の介護サービス供給は従来の選択主義(貧困層高

齢者のみを対象にすること)の克服を目指すという意味では普遍主義(高齢者全体に拡大したこと)になってきたといえる。

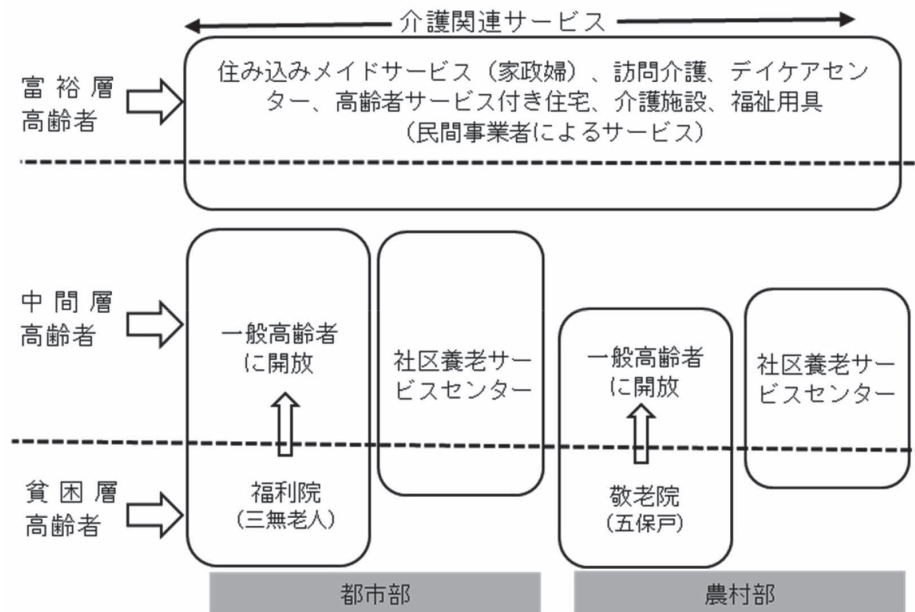


図2. 中国の介護サービス供給システム

出所: 郭(2016:9) 一部修正

もちろん、課題も残っている。貧困層高齢者を受け入れてきた公営施設は一般高齢者に開放されたが、生活保護者への救済の色彩が強いため、一般高齢者の入居率は高くない。また、中国政府が重点を置く通所型及び在宅型の分野においては、地方都市で政府によるコミュニティサービスセンターの設立が近年盛んに行われ、低所得者や中間所得者を対象としたサービスを行っている。ただし、コミュニティサービスは模索段階にあり、自立度の高い高齢者向けの娯楽サービスが多いなど限定的なものである(郭 2016:9)。そして、富裕層高齢者を対象とした民営施設のベッドの空き状況は、深刻な課

題となっている(沈 2016a:54)。

空きベッドが生じた主な理由は劣悪な介護サービスの質と高額な利用者負担の2つが考えられる。今後、高齢者介護の基盤整備において、量的な拡大よりサービスの質の確保が緊急課題と思われる。また、上記で述べたように、財政の社会化にならなかった中国の福祉の社会化は市場原理による補完が前提とされていることが特徴である。個人および家族の経済能力によってサービス利用が左右される問題を解決するために、国民に費用負担可能なサービス提供の実現は必要であろう。

2. 介護保険モデル事業の概要と現状

1節でみたように、現在、中国の介護サービス供給は形式上整えられているが、サービスの質の確保や普遍的なサービス提供などの課題の対応策を検討する必要がある。その議論を踏まえ、人力

資源社会保障部は、2016年6月に「介護保険制度(中国語: 長期護理保険制度)の試行地域の展開に関する指導意見」を正式に発表した。全国15都市を介護保険モデル事業の試行地域に指

定し、介護保険制度創設の実験を推し進めた。

周知のように、現在世界でドイツ、日本、韓国の3ヵ国は介護保険制度が創設されている。ドイツにおける介護保険制度の創設を契機に、日本と韓国において連鎖的に介護保険制度が創設されたことになるが、この現象は社会保障制度の国際的相互関係によると考えられる。このような相互関係は同じように中国に影響していると思われる。中国で介護保険制度を創設する政策的な要因について、沈はその要因の一つとして、「大国を目指している中国にとって介護保険制度を導入した日本と韓国の動きを敏感に捉え、日本と韓国に追いつきたいという考えがある」と分析している(沈 2016b: 13)。

2012年、山東省青島市で日本の介護保険に類似する「長期医療護理保険」の試験的導入が開始された。その後、中国における介護保険制度の創設に関する議論が活発となっている(戴 2012; 岡室 2015; 王 2016; 沈 2016b; 沈 2017; 張 2018)。しかしこれまでの研究は、中国における皆保険制度の進展を論じる際、検討対象を限定している。各モデル都市の試行制度の給付水準や介護サービスの内容は各地域の状況に応じて設定され、さまざまな違いと特徴を持っている。そうした多様な実態を考察しておくことは重要であると考え、ここでは、15モデル都市を全部検討対象にし、試行中の介護保険制度の保険者(財源)、被保険者(範囲、要介護認定)、給付(介護サービスの内容・給付額と水準)を整理してみる。その結果、表1のようになる。

まず、保険者について、指定された地域は15都市になるが、モデル地域の高齢化率とモデル事業の実施時期は都市によって異なる。何らかの基準に沿ってこれらの地域を選択したわけではなく、モデル事業を実施したい地方政府が手を挙げて行ったようである。ただし、これらの地域の医療保険基金が比較的潤沢であることが考慮されていたと言われている(小島・万 2018: 116)。財源について、医療保険の基金、個人負担、政府補助、福祉宝くじの収益金という多様な財源確保ルートがあ

る。都市によってこの4者の組み合わせは異なる。ただし、共通点として、すべての都市で医療保険の基金の一部を活用していることが挙げられる。

次に、被保険者であるが、医療保険の加入者を基本としている。しかし、医療保険を加入した全住民を対象にしている都市は青島市、南通市、荆門市、蘇州市、上海市、石河子市の5都市のみである。他の10都市は都市部従業員(長春市は都市部従業員と都市部住民)加入者に限定して、農村住民を対象外にしている。給付対象について、「日常生活能力評価」を基準に高齢者の要介護度を判断しているが、使われている生活能力評価表自体は統一的なものではない。下記で述べるが、医療サービスを提供しているため、給付対象者は必ずしも高齢者に限らない(上海市のみ60歳以上とする規定がある)。

そして給付について、給付額と給付水準からみてみる。提供サービスについては、医療サービスと介護サービス(施設と居宅)を提供する都市が大半である。これは政府が「医養結合」モデル⁽²⁾事業を普及させた影響であると予想される。また、利用するサービスの種類によって給付額と給付水準が異なるのは基本であるが、要介護度によって給付水準が異なる都市(成都市、蘇州市)、被保険者の身分によって給付水準が異なる都市(青島市、長春市)、サービス提供者の身分によって給付額が異なる都市(上海市)がある。そして、サービスの種類や要介護度と関係なく、定額給付の都市(上饒市、寧波市、重慶市)もある。

以上、保険者、被保険者と給付について中国の介護保険モデル事業をみたが、多様な制度設計になっているといえよう。そして、どのような根拠によりこのような制度内容になっているかについて、各地方政府の資料には言及されておらず、不明確なままである。政府の目的は、地方政府に任せて、制度を組み立てる形を通して、どのような仕組みが中国の現状に合っているかを検討することである。しかし、制度設計の根拠がないまま、その仕組みを全国において実施する可能性の検討ができなくなる恐れがある点を指摘しておきたい。

表 1. 中国介護保険モデル事業の概要（2018 年現在）

地域（保険者）		被保険者		給付	
	財源		給付対象 （要介護認定）	給付額	給付水準
青島市 （山東省）	・従業員医療保険：①保険プール基金積立金20%（立上げ資金）②個人口座の0.5%を基準に医療保険基金から拠出する ・住民基本医療保険：住民医療保険料の10%	医療保険を加入した全住民	・生活能力評価（「日常生活能力評価表」）60点以下 ・医療需要評価	・病院での医療サービス（170元/日） ・施設看護（65元/日） ・施設での訪問看護（50元/日） ・居宅での訪問看護（800-1600元/年）	・従業員：90% ・第一類住民、児童、大学生：80% ・第二類住民：40%
南通市 （江蘇省）	100元/人 （医療保険基金30元、個人拠出30元、財源補助40元）	医療保険を加入した全住民	生活能力評価（「日常生活活動能力評価表」）40点以下	・医療施設介護（36元/日） ・施設介護（25元/日） ・訪問介護（500元/月+15元/日（寝たきり高齢者））	—
上海市	・都市部従業員医療保険の1% ・住民基本医療保険からの調整金	医療保険を加入した60歳以上、上海市戸籍住民	上海市高齢者医療介護計画所が制定した評価基準（一般、軽度、中度、重度の4レベル）	・居宅介護 ・施設介護 ・65元/時間（医療介護員） ・80元/時間（看護師） ・40元/時間（養老介護員）	・居宅の場合90% ・施設の場合85%
長春市 （吉林省）	・基本医療基金（従業員医療保険基金の0.3%+個人口座0.2%） ・住民医療保険基金から毎年30元/人 ・立上げ基金：従業員医療保険基金積立金10% ・財政補助	都市部従業員基本医療保険加入者 都市部住民基本医療加入者	—	・施設介護（97元/日） ・医療施設看護（医療保険の規定による）	・従業員：90% ・都市住民：80%
承德市 （河北省）	・医療保険加入者（退職者を含めて）前年度給与の0.4% ・医療保険基金：個人拠出：政府＝4:3:1	都市部従業員医療保険加入者	6ヵ月以上の治療を受け、生活能力評価（「日常生活活動能力評価表」）	・医療施設介護（60元/日） ・施設介護（50元/日） ・訪問介護（40元/日）	基準より低い利用料の場合、給付水準70%（包括払い）
上饒市 （江西省）	100元/人 （個人拠出40元、医療保険基金30元、福祉宝くじ収益金30元）	都市部従業員医療保険加入者	6ヵ月以上の治療を受け、重度要介護高齢者	・施設介護（定額給付） ・居宅介護（15元/日）	定額給付
荊門市 （湖北省）	医療保険基金：個人拠出：政府＝2:3:3	医療保険を加入した全住民	6ヵ月以上の治療を受け、生活能力評価（「日常生活活動能力評価表」）40点以下	・医療施設看護（150元/日） ・施設介護（100元/日） ・居宅介護（全日介護（100元/日）と短時間介護（40元/日））	・70% ・75% ・全日介護80% ・短時間介護100%
成都市 （四川省）	・立上げ基金：従業員医療保険基金5000万元 ・医療保険基金、個人拠出（年齢により異なる）、財政補助（定年退職者を対象）	都市部従業員医療保険加入者	ICFに基づき、「身体-精神/認知-交流/社交を含めた総合評価表」	・施設介護（要介護1（最も重い）⇒1676元/人、要介護2⇒1341元/人、要介護3⇒1005元/人） ・居宅介護（要介護1⇒1796元/人、要介護2⇒1437元/人、要介護3⇒1077元/人）	・70%（施設） ・75%（居宅）
広州市 （広東省）	医療保険基金：130元/人	都市部従業員医療保険加入者	生活能力評価（「日常生活活動能力評価表」）40点以下	・生活介護（在宅と施設）（115-120元/日） ・医療看護（1000元/月）	・75%（施設） ・90%（居宅）
安慶市 （安徽省）	医療保険基金20元/人、個人拠出10元/人	都市部従業員医療保険加入者	6ヵ月以上の治療を受け、「日常生活活動能力評価表」により、重度要介護高齢者	・医療施設介護（50元/日） ・施設介護（40元/日） ・訪問介護（750元/月） ・居宅介護（15元/日）	・60%（医療） ・50%（介護）
蘇州市 （江蘇省）	現段階では、個人拠出なし。政府補助50元/人 従業員医療保険基金70元/人 住民医療保険基金35元/人	医療保険を加入した全住民	生活能力評価（「蘇州市介護保険要介護度レベル評価表」）により、重度と中度要介護高齢者	・医療施設看護（医療保険を優先（83元/床日）） ・施設介護（重度26元/日、中度20元/日） ・居宅介護（重度30元/日、中度25元/日）	—
寧波市 （浙江省）	・立上げ基金：住民医療保険基金2000万元	都市部従業員医療保険加入者	生活能力評価（「寧波市介護保険要介護度レベル評価表」）により、重度要介護高齢者	・医療施設看護 ・施設介護	定額給付（40元/日）
チチハル市 （黒龍江省）	60元/人 （医療保険基金30元/人、個人拠出30元/人）	都市部従業員医療保険加入者	6ヵ月以上の治療を受け、生活活動能力評価（「チチハル市介護保険要介護度レベル評価表」）により、重度要介護高齢者	・医療施設介護（30元/日） ・施設介護（25元/日） ・居安介護（20元/日）	・60%（看護） ・55%（介護） ・50%（居宅）
石河子市 （新疆）	・医療保険基金（従業員15元/人、住民24元/人） ・政府補助40元/人（高齢者＋重度障害者） ・福祉宝くじ収益金50万元/年	医療保険を加入した全住民	生活能力評価	・指定サービス事業者（（限度額750元/月） ・非指定サービス事業者（25元/日）	・70% （指定事業者）
重慶市	150元/人 （医療保険基金60元/人、個人拠出90元/人）	都市部従業員医療保険加入者	6ヵ月以上の治療を受け、生活活動能力評価（「重慶市介護保険要介護度レベル評価表」）により、重度要介護高齢者	・指定サービス事業者施設（40元/日） ・指定サービス事業者訪問介護（不明）	定額給付

注：医療保険：都市部従業員基本医療保険、都市部と農村部住民基本医療保険、第一類住民：都市部従業員基本医療保険加入者、第二類住民：都市部と農村部住民基本医療保険加入者
出所：小島・万（2018）、各地方政府資料より作成

3. 介護保険制度の全国実施の可能性—日本の経験から

ここでは、日本の介護保険制度創設⁽³⁾の経験から、日本の制度創設の背景および制度そのものと比較しながら、中国において介護保険モデル事業の課題および全国実施の可能性を検討してみたい。

(1) 介護保険制度創設の準備

介護保険制度創設の背景について、人口の高齢化の進展に伴う介護を必要とする高齢者の増大と、家族形態の変化等による家族介護の限界、という事由は中国と日本とは一致している。日本の場合、介護保険制度が導入される前に老人福祉制度や障害者福祉制度によって要介護者に対する介護サービスが提供されていた。しかし、行政処分による措置制度の硬直化や財源不足が問題点として持ち上がったことをもう一つの背景として介護保険制度が導入された。

また、日本では、介護保険制度の創設まで、長い政策過程を踏まえてきた。1994年4月、厚生省内に事務次官をトップとする高齢者介護対策本部という省内プロジェクトチームが設置されてから介護保険制度についての検討が始まり、1994年7月の社会保障制度審議会の勧告と1995年4月のドイツの介護保険制度の施行により、その創設の必要性が提唱された。その後、1996年5月の老人保健福祉審議会の最終報告を踏まえて1996年11月に介護保険法案を国会に提出し、翌1997年12月に介護保険法が国会で可決成立した(増田 2008)。

そして、制度の実施において、介護サービスの供給基盤が先に整備されている。具体的には、1990年から厚生省では「高齢者保健福祉推進十ヵ年戦略(ゴールドプラン)」を策定してホームヘルパーの増員や特別養護老人ホームの整備等の高齢者介護サービス基盤の整備を進めていた。そして1990年に老人福祉法等の福祉八法の改正により、在宅福祉サービスが法定化されるとともに、市町村が在宅福祉と施設福祉を一元的に提

供する体制が整備された。さらに、都道府県と市町村は「老人保健福祉計画」を1993年までに策定することが義務付けられ、この計画策定作業を通じて、各地で高齢者介護の問題が大きく取り上げられ、介護サービスの整備に拍車がかかることとなった。1994年には在宅介護サービスの供給基盤を一層充実する「新・高齢者保険福祉推進十ヵ年戦略(新ゴールドプラン)」が策定された。このように、日本の介護保険はこれらの基盤整備により新しい介護システムの構築が練られ施行された点に特徴がある。

一方、中国の場合、介護保険制度創設の政策思考や政策のプロセスが極めて不透明である(沈 2016:19)。また、介護保険モデル事業が試行される以前、サービスの量的拡大が図られたがそのまま介護サービスの充実につながったわけではない。「中国養老機構発展研究報告」(2015)によると、全国の介護サービス施設の利用率はわずか52%であり、黒字経営の事業所の割合は19.4%しかなかった(呉・王ら 2015)。そして、第13次五ヵ年計画の中、高齢者介護については、施設サービスから在宅サービスへと重点を転換する方針を明確にした。各地方においても在宅介護を中心とする高齢者福祉政策が公表され、上海市「9073」、北京市「9064」⁽⁴⁾という高齢者介護の目標まで設定されている。しかし、日本のように「ゴールドプラン」「新ゴールドプラン」による在宅介護の供給基盤の準備期を経ていない中国では、在宅介護の普及を進める上で、人材の確保と育成が重要な課題となり(張 2018:116)、家事援助をメインとする従来の家政婦サービスとの差別化も検討課題となる。

(2) 介護保険制度の内容

まず、被保険者について、日本の介護保険制度の被保険者は第1号被保険者(65歳以上の高齢者)と第2号被保険者(40歳以上64歳未満の医療保険の加入者)があり、全国民を対象にして

いる。中国では、介護保険モデル事業を実施している15地域のうち10地域は農村住民を対象外にしている。本来、公的介護保険制度の実施を通じて、普遍的なサービス提供による農村住民の介護問題を緩和することが期待できる。しかし、中国の場合、農村住民は制度の対象から外された。もちろん、中国社会の多様性を前提とした場合、都市・農村および地域間における福祉給付水準の格差については、解消を目指しつつも共存が不可避である(沈・澤田 2016:17)。ただし、最初の制度設計の段階から農村住民を外すことはサービス供給の普遍性を欠く。

次に、財源であるが、日本の介護保険給付に必要な財源は国・地方自治体が半分を負担し、残りを被保険者から保険料(第1号被保険者22%、第2号被保険者28%)で充てている。つまり、介護を医療から切り離した独立した地域保険である。中国の介護保険モデル事業の財源は医療保険の基金を中心となり、財政制度の面で独立性が弱

く、実際には医療保険制度の一部になっていると指摘されている(張 2018:117)。今後の制度設計においては、いかに財政の持続可能性と制度運営の独立性を保つかが課題となる。

さらに、日本の介護保険制度の要介護認定手続きと基準、サービスの種類と給付の上限、保険料と利用者負担の基準、介護報酬の基準等は、国によって定められており、基本的な制度設計に関して自治体が独自性を発揮できる余地は少ない。中国の制度はまだ模索中ではあるが、全国での実施を考える際、ある程度統一した基準を設定する必要があると思われる。

以上を通して、筆者は中国において介護保険制度の実施可能性は極めて低いと判断する。理由として、上記で述べたように、制度創設の政策思考が不透明であること、サービスの供給基盤、特に在宅介護の供給基盤が準備されていないこと、そして限定された対象者、独立性の欠ける制度運営と多様な制度内容などが挙げられる。

4. おわりに

現在、中国の介護サービス供給は、多くの課題が残つつも、多様なケア供給者により高齢者に多様なサービスを供給している。そのため、ケアが必要な高齢者とその家族は自分でサービスを選ぶことができる。ただし、中国では、介護サービスを利用する場合には基本的に自らの負担で対応しなければならない。ここで、個人やその家族の経済負担能力によってサービス利用が左右される問題が出てくる。一方で、政府はサービス利用に伴う国民の費用負担に関わる一つの介護政策を打ち出し、介護保険制度の模索が始まった。しかし、介護保険モデル事業にはサービス基盤の準備や財源の確保などの課題が現れているため、中国全国において実施する可能性についてはさらなる検討が必要である。

これまでみてきたように、中国の介護サービス供給は市場原理による補完が前提とされている。また、介護保険制度の模索が始まり、市場と公的制度(介護保険制度)との二重構造に基づく高齢者福祉制度に向かう可能性があるであろう。日本では、介護保険制度の導入に伴うサービス提供体制の再編は、市場化という性格を伴うものであった(平岡2018)。ただし、公定価格制を採用し、原則として価格競争を伴わないという点では市場の機能に相当な制限が加えられている。中国の場合、市場原理が先行する中、創設しようとする介護保険制度は市場化との関係をどう調整していくか、政府は介護サービス市場をどう設計すべきか、などについての議論を注視していきたい。

参考文献

- 王文亮(2016)「中国における介護保険制度の試験的導入」『週刊社会保障』70(2900)、pp54-59.
- 岡室美恵子(2015)「中国における介護保険制度導入に関する初期的考察」『千葉経済論業』第53号、pp39-53.
- 郭芳(2016)「中国の介護市場への日本介護事業者の進出に関する研究課題—進出に伴う問題の克服を中心として—」『評論・社会科学』116号、pp1-14.
- 郭芳(2018)「中国における福祉の『市場化』の展開と特徴に関する考察」『社会政策』10(2)、pp105-116.
- 小島克久・万琳静(2018)「中国の介護保険モデル事業の現状と特徴」鈴木透『東アジア、ASEAN諸国の人口高齢化と人口移動に関する総合的研究』地球規模保健課題解決推進のための行政施策に関する研究事業、pp111-122.
- 張建(2018)「中国における介護保険制度の試行現状と課題」『岡山大学経済学会雑誌』49(3)、pp109-120.
- 沈潔(2016a)「中国介護福祉政策の動向と構造変化」『週刊社会保障』70(2872)、pp50-55.
- 沈潔(2016b)「中国における介護保険制度の創設を巡って—政策の動向と政策的な要因の整理—」『日本女子大学紀要』第27号、pp13-21.
- 沈潔(2017)「中国版『介護保険制度』の構想を読み取る」『週刊社会保障』71(2948)、pp38-43.
- 沈潔・澤田ゆかり(2016)『ポスト改革期の中国社会保障はどうなるのか—選別主義から普遍主義への転換の中で』ミネルヴァ書房。
- 平岡公一(2018)「第3章介護保険制度の創設・改革と日本の高齢者ケアレジーム」須田木綿子・平岡公一・森川美絵『東アジアの高齢者ケア—国・地域・家族のゆくえ』東信堂。
- 増田雅暢(2008)「日本・ドイツ・韓国の介護保険制度の比較考察」『上智大学社会福祉研究』32、pp17-33.
- 戴衛東(2012)『中国長期護理保険制度の構築に関する研究』(中国长期护理保险制度构建研究) 中国人民出版社。
- 呉玉韶・王莉莉ら(2015)「中国養老機構発展研究」『老齡科学研究』3(8)、pp13-24.
- 中国民政部ホームページ、「2017年社会服務発展統計公報」
<http://www.mca.gov.cn/article/sj/tjgb/2017/201708021607.pdf>(2018年9月20日アクセス)
- 中国民政部(2015)『中国民政統計年鑑』中国統計出版社。

脚注

- (1) このベッド数は高齢者福祉施設と社区養老施設のベッド数を含む。
- (2) 「医養結合」モデルとは、医療・介護連携型サービス付き介護福祉施設という。
- (3) 中国の介護保険モデル事業は日本を含め、多くの国の経験を参考にしている。各国が自らの国の状況に適合した制度を創設することは当然であるが、ここでは、制度創設の背景と政策過程に焦点をあてて、制度創設において中国の課題をみることにする。
- (4) 「9064」とは、2020年までに北京では高齢者介護の90%を在宅介護、6%を社区介護、4%を介護施設で担う政策である。「9073」とは、2020年までに上海では高齢者介護の90%を在宅介護、7%を社区介護、3%を介護施設で担う政策である。

特集3

地域住民は地域包括ケアにおけるサービス供給者になり得るのか

国際協力機構(JICA) 中国事務所所員 内山 智尋

はじめに

在宅ケアを推進するために一旦は介護の社会化を目指した日本であったが、一体それがどこまで進んでいるのであろうか。いや、今それが逆戻りしているとは言えないだろうか。介護保険の実施から18年、この期間にさまざまな模索を重ねながら、地域包括ケアという概念を生み出し、そしてそれぞれの自治体で状況に応じたシステムやネットワークの仕組みを作り出し格闘してきた。そして、ここ数年の変遷の中で、介護保険の一部が総合事業として自治体の地域支援事業に移行し、サービス供給における地域住民や地域団体への依存が強まってきている。しかしながら、私たちの暮らす社会はますます高齢化が進み地域における人間関係も希薄化する中、近隣同士の支えあいも難しくなり、自治会・町内会等の地域団体の活動ですら十分な互助的機能を果たし得ないのが現状である。

本稿では、筆者自身が地域活動に関わった経験を参考にしながら、介護保険制度の設立や改正に伴い地域の「ケア」における役割が如何に変化し、そしてこれから我々住民に何が期待され、実

際に行動に移すためにどうしたらいいのか考察してみたいと思う。

まず始めに、介護保険制度実施以前の介護サービスの供給がどのように行われていたか、戦後の取り組みにまでさかのぼり様々な側面から見てみることにする。次に、介護保険制度施行以降の状況について、制度改正に伴いサービス提供主体がどのように変わってきたのか、主に地域住民の役割に焦点を当てて分析を行う。三つ目に、地域におけるサービス供給者がそれぞれどのような役割を持ち、何をインセンティブやモチベーションにしながら活動をしているのか整理し、曖昧になりがちな地域住民の介護サービスへの関わりに関し客観的に分析を行う。四つ目には、筆者が実際かわった名古屋市の事例を取り上げ、地域における工夫した活動を紹介すると同時に見えてくる課題にも触れる。最後に結論として、これまでの議論をもとに今後の地域包括ケアにおける地域住民の参画のあり方について考えを述べる。

1. 介護保険制度施行以前の介護におけるサービスの提供

国の制度の流れから見ると、大きな特徴として介護保険制度実施以前は、福祉施設を中心とした「措置制度」に基づき行政により必要な福祉サービスが判断、決定されていたということが挙げられ

る。つまり利用者が自由にサービスを選択できる自由はなく、利用者の意思や権利が尊重されにくいという課題があった。よって、サービス提供主体は振り分けられた利用者を一方的に受け入れるとい

う流れであったため、競争もなく、サービスの質の低下も懸念されていたと言える。このような課題とあわせ財源の確保、応能負担に対する抵抗などの課題が80年代から90年代にかけて議論され、見直しが主張されるようになる。

この間には1968年にイギリスで発表されたシーボーム報告が源流となり、日本でもコミュニティケアの考え方の影響を受けることになる。特に70、80年代には地域福祉に関する研究が活発に行われ、在宅サービス、地域福祉計画、地域組織化活動などに関する類型化が行われた。このような状況の中、実際に制度としても、89年にはゴールドプラン、90年には社会福祉関係8法の改正により、在宅福祉サービスの整備、地方分権化の進展など、在宅福祉の推進に向けた基盤整備が実践されていく。そして、2000年に成立した社会福祉法では、地域住民や社会福祉関係者が相互に協力し合い地域福祉を推進することが明記され、参加と協働による今後の福祉の方向性を示したと言える。また、1998年に成立した特定非営利活動促進法(NPO法)もその後の地域福祉の充実と発展を後押しすることになる。

住民の主体性を重視した地域活動の歴史に目を向けてみると、戦前の保健婦の公衆衛生活動や生活改良普及員の生活改善事業といった地域住民に密着した活動にさかのぼることができる。具体的には、主に女性スタッフを中心とする保健師や普及員が直接地域に入り込み、住民のニーズを把握しながら課題を抽出し、住民の主体性を尊重しながら組織づくりなどを通じて問題解決を

目指す活動を行ってきた。

とはいえ、戦後の生活改善運動と現在の介護は直接的には関連はないかもしれないが、生活を支えるための彼女たちの支援は正に福祉的な要素を多く含み、現在の自立支援の活動に通じるものがあると言えるのではないだろうか。倉持(2012)の研究でも、現在の地域福祉における住民参加型のアプローチは戦後の普及員の活動においてすでに展開されていたことを説明している。

地域によっては「家庭奉仕員」のような名前で、貧困高齢者や障害者、母子父子世帯などに対しサポートが行われてきた。70年代以降には、高齢化率の高まりや女性の社会進出などにより、これまで対象とされてこなかった貧困層以外の層への援助や支援に対するニーズが高まり、家庭奉仕員の役割が見直されるようになる。その後、在宅福祉事業が国の施策として確立されると家庭奉仕員のサービス対象者や内容も変化しながら全国的に拡大し、80年代には在宅福祉サービスの中核とまで言われるようになった。そして、1989年のゴールドプラン以降はホームヘルパーという名前となり、要員も急ピッチで拡大していくことになる。

昨年の2017年に100周年を迎えた民生・児童委員の活動も歴史が古く、住民が地域で活躍する代表的な取り組みである。高齢者を対象にした活動では、65歳以上の独居高齢者、また75歳以上の高齢者夫婦と独居の人達に対し家庭訪問や声かけや相談に乗るなど、行政や関係機関をつなぐパイプ役としての役割を果たす。

2. 介護保険制度施行以降の地域住民の役割の変化

1997年に介護保険法が成立し、2000年に施行された。これによりサービスの提供の財源が税金から社会保険形式へと変わり、行政の措置による介護の判定からケアマネージャーによる要介護認定へ、そして利用者によるサービスの選択、サービス提供主体の多様化、応能負担から利用に応じた応益負担へと移行していく。その背景には、ニーズの多様化や権利保障の観点などいくつかの

原因があるが、中でも大きな要因としては、ますます膨らむ高齢者の社会保障費を抑えるため国が打ち出した在宅ケアの推進があったと言える。実際には核家族化や女性の社会進出等により家庭や地域での介護が困難になる状況の中、在宅ケアを拡大していくためには介護の社会化を実現する必要があったのである。ここでは、介護保険法の改正に伴い、地域包括ケアにおける特に地域住民

の役割がどう変化したかに焦点を当てて見てみることにする。

(1) 2005年(平成17年)の介護保険法改正による地域住民の役割の変化

実際にこの制度により多くの高齢者が利用者本位のサービスを利用し、多くの介護サービス提供事業者が参入することとなり、一定の成果は見られていると言える。一方、要介護認定者数は2000年の218万人から2005年には411万人へと膨れ上がり、特に要支援、要介護1などの軽度な認定者数は、84.2万人から200.6万人へと増加し、逼迫する財政に対する不安も大きくなる。

このような状況の中、2005年に介護保険法が改定され、初めて「地域包括ケア」の考え方が提示される。その内容は、「高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続するため、高齢者のニーズや状態の変化に応じて、切れ目なく必要なサービスが提供される体制を整備する」とある。これを実現するための拠点として、地域包括支援センターを総合機関として位置付け、地域包括ケアや予防重視型のサービスを提供することで、できるだけ介護を必要としない状況を保ちながら、自助や住民同士の互助の力を利用して保健サービスの支出を抑えることが期待された。また地域密着型サービスが創設されたのもこの時期である。

このように地域や住民との関わりについて、概念として提起はされたが、この段階では実践方法等は具体的に示されていない。

(2) 2011年(平成23年)の介護保険法改正による地域住民の役割の変化

介護保険実施から10年が経過し、サービス利用者数は当初の97万人から約3倍にまで増加し、医療ニーズの高い高齢者の増加や介護力の弱い高齢者世帯や単身世帯の増加など状況も変化し、それらに対応するための人材確保や医療と介護の連携などが課題となってくる。

このような状況に対応し、高齢者が住み慣れた地域でできるだけ自立した生活が営めるようにするための地域包括ケアシステムの具体的なあり方が

明確に打ち出される。例えば、医療と介護の連携、認知症対策の推進、市町村による主体的な取り組みの推進など6つの内容が明確に定義された。なかでも地域や住民に関連する内容としては、介護予防・日常生活支援総合事業が創設されることや小規模多機能型居宅介護と訪問介護を一体的に提供する複合事業所を創設することにより、なんらかの形で地域住民が関わることが期待されていたと想定できるが具体的な内容は明記されていない。

(3) 2014年(平成26年)の介護保険法改正による地域住民の役割の変化

2014年の改正の大きなポイントの一つとして、要支援1、2の人たちの「訪問介護」と「通所介護」が介護保険から外され、各自治体の総合事業へと組み込まれ、2017年度末までに全市町村で実施することが明記されたことが挙げられる。この改正を受け、民間事業者や自治会等の住民組織、NPO等の団体の見守りや家事などのサポート等の生活支援サービスが明確に地域支援事業に位置づけられ、まさに地域の持つ生活支援機能を高め、保険外サービスを拡充することが大きな目標とされたのである。具体的に、「生活支援コーディネーター(地域支えあい推進員)の配置やサービス提供のイメージが詳細に示されることになる。また、高齢者自身が社会参加し役割を持つことが生きがいになり介護予防にもつながることが明記され、エンパワーメント的な要素が盛り込まれたと言える。

(4) 2016年(平成28年)以降の動き

その後、2016年12月に厚労省より出された「地域力強化検討会中間取りまとめ」(その後報告書として2017年に最終とりまとめが公表される)の内容によると、今後日本は、「ニッポン一億総活躍プラン」の下、子供・高齢者・障害者などすべての人々が生きがいとともに創り、高めあうことができる「地域共生社会」の実現を目指すとしている。そこには、地域住民の強い主体性や様々な分野の連携・協働を通じた地域づくりに対する大きな期待が明確に示されている。加えて、平成28年度版の厚生労働白書のテーマは、「人口高齢化を乗り

越える社会モデルを考える」となっており、冒頭では地域づくりの重要性が述べられ、ここでも我々一人ひとりの地域活動への参画の必要性に言及している。

そして、2017年5月には、「地域包括ケアシステム強化法案」が成立した。これは高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現、制度の持続可能性の確保など様々な目的を含むものであるが、その中でも注目すべきは、地域包括ケアシステムのさらなる推進において、地域福祉に対する住民の果たす役割や主体的な参加を一層期待する内容が明記されたことである。具体的には、「我が事、丸ごと」の地域づくりを実現するために、住民が支援を必要とする人たちの地域生活課題について、把握及び関係機関との連携による解決を目指すことが挙げられている。つまり、地域住民には行政等との協働による包括的支援体制作りや地域福祉計画の策定への参加努力が義務化されたのである。

また、「もう一つの予防」という考え方が、2017年3月に「地域包括ケア研究会報告書—2040年に向けた挑戦」(三菱UFJリサーチ&コンサルティング)のなかで付け加えられた。それは、地域でのつながりを持つことを、生活機能や心身機能の虚弱化または重度化を遅らせるひとつの要素として位置付けたのである。具体的には、住民同士が互いに交流しあい、それぞれが居場所や役割を持ちながら地域で活動する機会をもてるようなコミュニティ醸成の必要性を説いている。

以上の状況をまとめた表1から介護保険の改正、地域包括ケアの変遷に伴い、地域住民の果たす役割への期待が明らかに高まってきていることが分かる。特に2014年改正に伴い、より具体的にその内容が示され、単なる参画ではなく、地域住民への自身が地域課題を把握しそして解決のために主体的に関わることの重要性が強調されるようになってきていると言える。

表1. 介護保険制度改正による地域住民の関わり方の変化

時 期	制度・政策	注目すべき変化	地域住民の役割の変化
2000年 (平成12年)	・介護保険法施行 ・社会福祉法成立		
2005年 (平成17年)	介護保険法一部改正	・地域包括ケアの概念の提示 ・介護予防ケアマネジメントは地域包括支援センターが実施 ・地域支援事業の実施 ・地域密着型サービス創設 ・医療から介護への切れ目ないサービスの提供	「ボランティア等の住民活動も含めた連携」が概念としては提起されたが具体的な実践方法は示されない
2011年 (平成23年)	介護保険法一部改正 (翌年実施)	・地域包括ケア体制整備の推進 (介護予防、日常生活支援総合事業の創設) ・複合型事業所の創設	とくに具体的な実践方法は示されない
2014年 (平成26年)	・地域医療/介護総合 確保推進法成立	・軽度介護者の地域支援事業への移管	・NPO、民間企業、住民ボランティア、協同組合等による多様なサービスの提供が必要と明記

時 期	制度・政策	注目すべき変化	地域住民の役割の変化
2014年 (平成26年)	・介護保険法一部改正	・在宅医療・介護連携の推進 ・認知症地域支援推進員 ・地域包括ケア体制構築の重要性を強調	・高齢者自身の社会参加、社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながると説明 ・「生活支援コーディネーター」の配置を地域支援事業に位置付ける ・生活支援・介護予防サービスとは具体的にどのような事が含まれるか詳細にイメージを明記 ・地域支援事業の一つとして地域住民への普及啓発活動が位置付けられる
2017年 (平成29年)	介護保険法一部改正 (報告書:地域力強化 検討会報告書(厚生 省))	・ニッポン一億総活躍プランの「地域共生社会」 ・我が事、丸ごと ・地域福祉推進のための包括的な体制整備 ・もう一つの予防	・住民が抱える生活課題を、地域住民も把握し、関係機関との連携を通じて解決を図ることを明記 ・住民の地域福祉活動への参加促進のための環境整備に努めることを規定 ・元気な高齢者の力を活かす事業→やりがい・生きがいの強調 ・幼少期からの福祉教育の重要性に触れる ・住民の地域福祉計画への参加の必要性を説明

(資料)厚生労働省ホームページ「介護保険制度の概要」等を参照し筆者作成(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/gaiyo/index.html)

3. 地域におけるサービス供給者の種類とその役割

それでは、地域包括ケアシステムの「生活支援・介護予防」の部分で、実際地域においてどのようなサービス供給者が存在するのか、専門職ではない地域住民に焦点をあて、その種類と役割、インセンティブ、そしてモチベーションについて整理する。私自身、名古屋市のコミュニティサポーターとして地域に入り活動してきた中で常に感じていたことは、住民が活動に参加するきっかけが非常に重要であるということと、またモチベーションを維持できる人とそうでない人の違いは何であろうか、という疑問である。

(1) 外発的誘因と内発的動因

そこで、インセンティブやモチベーションに目を向

けてみたい。一般的に経済活動等のビジネスの世界で語られることが多いインセンティブというのは、外発的動機づけ(誘引)であり、金銭的なものや名誉、昇進、評価、地位のように、ある行動を起こすためのきっかけと言える。これに対してモチベーションは内発的動機づけ(動因)であり個人が内面に形成する「やる気」と言える。つまり、この「やる気」はあれば意欲につながるもので、それを形成するためのモチベーション・ドライバーの一つとしてインセンティブが位置付けられる。表2は地域住民を役割ごとに分け、それぞれの状況をまとめたものである。

表2. 地域住民の役割とインセンティブ およびモチベーション

サービス 供給者	役割・貢献	インセンティブ (外発的誘因) きっかけ	モチベーション (内発的動因) やる気、意欲
家族	・高齢者の心身のケア ・情報の発信 ・介護者間の情報共有 ・施設入所の回避	・高齢者の身体的機能が保たれる ・高齢者の症状が回復する ・高齢者が望む最後の実現	・家族としてケアをすることで得られる満足感 ・他人の相談にのることで得られる貢献感 ・介護の苦労話などに共感できることで得られる安心感
近隣住民	・見守り ・声かけによるつながり作り ・地域活動への参加呼びかけ ・ちょっとした家の手伝い	・サポートメンバーとしての誇り ・得られるポイント ・友達作り ・活躍の場	・必要とされることによる満足感 ・感謝されることによる達成感 ・平穏な暮らしの実現
自治会・町内会	・住民活動の組織 ・行政との情報共有によるパイプ役 ・補助金等の獲得 ・関係機関等との情報共有	・行政からの承認	・感謝されることによる達成感 ・地域への恩返しすることで得られる貢献感 ・このままではいけないという危機感
民生児童委員	・見回りによるケア ・情報収集 ・行政とのパイプ役	・軽度介護者の地域支援事業への移管	・感謝されることによる達成感 ・問題が解決されることによる貢献感 ・なんとかしたいという強い責任意識 ・存在価値
老人会・女性会	・地域活動への参画による地域貢献の機会提供 ・趣味的な活動への呼びかけ	・趣味を楽しむ ・健康づくり ・友人作り ・行政との繋がり	・地域活動への協力を通じて得られる貢献感 ・社会勉強による自己の成長
NPO	・地域課題の解決	・報酬の受理 ・社会、行政からの評価 ・組織のミッション	・使命感 ・直接の問題解決につながる達成感 ・感謝されることによる達成感 ・専門知識の習得または活用 ・自己の成長

出所:筆者作成

地域活動に既に参加している住民の人たちの多くは、ある種のインセンティブによる参加に留まらず、自分の中にモチベーションを明確に持って活動をしていると考えられる。この表2の整理からモチベーションを維持する重要なインセンティブとして、評価的なもの、友人などの人間関係によるもの、価値観的なもの、自己実現的なものが重要な要素としてあることが分かる。そして、これらのインセンティブが複数組み合わせることで、満足感や達成感、生きがいを生み出す欲求によって行動していくようになる。つまり、既に地域活動に参加している人たちが行動変容に至る過程にはこれらのイ

の、価値観的なもの、自己実現的なものが重要な要素としてあることが分かる。そして、これらのインセンティブが複数組み合わせることで、満足感や達成感、生きがいを生み出す欲求によって行動していくようになる。つまり、既に地域活動に参加している人たちが行動変容に至る過程にはこれらのイ

ンセンティブをきっかけにしてモチベーションにまで引き上げていく自分なりのコミットメントと納得が求められ、この内在化には一定の時間を要すると思われる。

地域には様々なバックグラウンドを持った人がおり、価値観や危機感の程度など考え方も人それぞれで、当然インセンティブやモチベーションも違う。より多くの人に継続的に地域活動に参加してもらうには、多様化する住民にとって何がモチベーションになっているかを認識し、どのようなインセンティブが効果的かを見極めることである。最も活かされるようなミッションを与えることも時には有効であると考ええる。以前からコミュニティビジネスといった形で様々なサービスを展開する事例もあり、元気な高齢者が地域との接点を持ち、企業での経験を地域で活かすことがやりがい、生きがいにつながっている。またある人は健康に関する知識をつけることで危機感が高まり、モチベーション形成につながる可能性もある。

(2) 外発的誘因からの内在化プロセス

いずれにしても、具体的な行動として第一歩を踏み出すためのわかりやすい情報提供と出来るだけ多くの選択肢の提供、そして内在化のプロセスにおいてその行動に価値を付加し評価する仕組みが必要だと考える。ある種の内発的動因からモチベーションが形成されると活動継続性が担保され、貢献感、満足感、生きがいなどを感じるようになる。そして地域からの承認や認知、鼓舞を得ることで自己効力感として強く意識され、また一体感や帰属意識も高まり、内発的発展へとつながっていく。この内発的発展は、地域での交流や協働作業等により人々の潜在能力が引き出され、またそれにより地域もさらに発展、成熟していくといえ、アマルティア・センの潜在能力アプローチにも通じるものがあると言える。そしてこの個人の自由で新しい発展や展開、広がり最終的に共生社会の創造や幸福へとつながっていくのではないだろうか。

図1は上述の説明を表にしたものである。

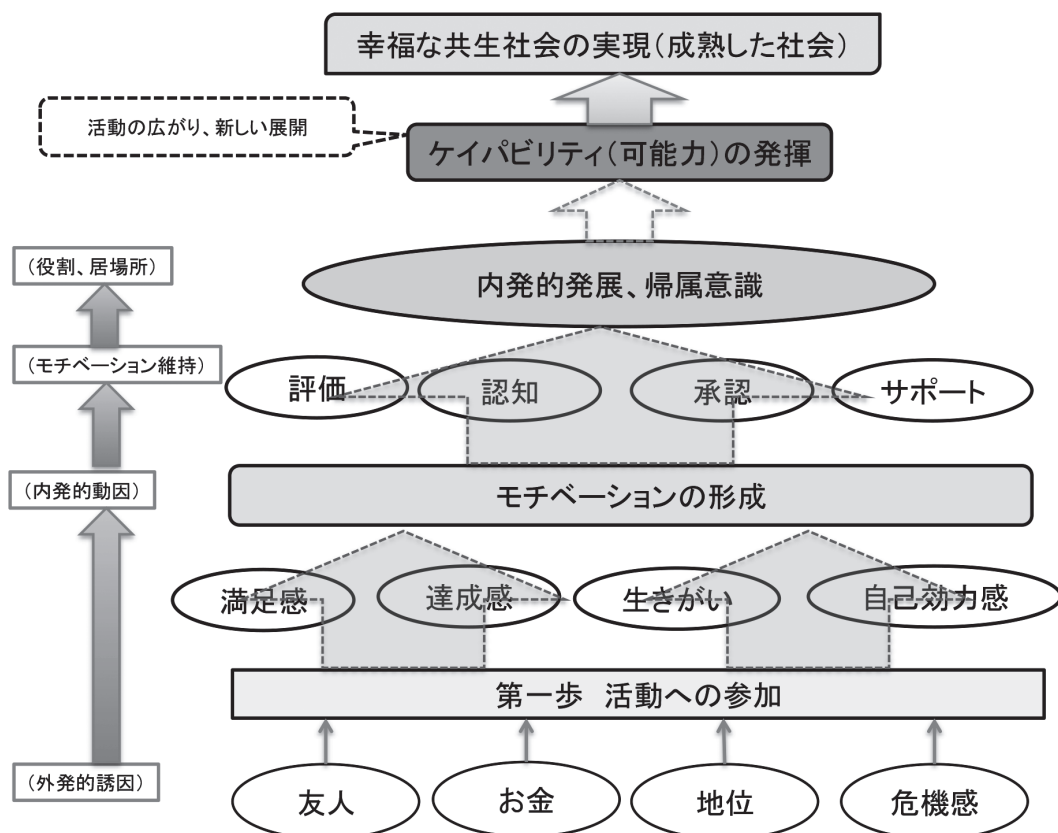


図1. 外発的誘因からの内在化プロセス

出所:筆者作成

4. 名古屋市の事例から見える成果と課題

これまでは主に制度の側面から変化を見てきたが、時代の変遷により地域のあり方も大きく変わりつつある。母体として期待される自治会や町内会、各種団体等の住民組織は組織運営自体が困難なところも多く、その役割を十分に発揮できないところが多いのが現状である。そしてNPO団体等も財政的に経営が難しくなる状況が多く発生している。

しかしながら、このように住民の参画が難しいという問題がある一方、参画することで周りの人となりがつくり、人の役に立ち、それが生き甲斐になり地域で生き生きと暮らす高齢者も多くいることは事実である。つまり、課題は如何にして住民がかかわりやすい環境やシステムをできるだけ多く作れるかということであると考ええる。

ここでは実際名古屋市での活動を紹介し、工夫した取り組みや困難に直面する事例等を挙げながら、その実態について見てみたい。これは、筆者が名古屋市のコミュニティ活動に関わる中で見聞きし、実際に活動に参加する中で体験したことを基に整理を試みたものである。名古屋市は地域住民の積極的な役割を重視し、地域において認知症サポーターを養成したり、自治会単位で支え合い事業等を進めたりと、住民を巻き込んだ取り組みも盛んであることに注目したい。

(1) 地域支え合い事業

この事業の目的は、地域包括ケアシステムの補完・充実のために、介護保険外サービスを住民主体で提供することで、高齢者やその家族のサービスの選択肢を広げ、QOL(クオリティ・オブ・ライフ)を向上させることにある。厚労省も、生活支援サービスの充実という目的でネットを通じて事例集を公開するなどしてこの取組を推進している。

名古屋市では社会福祉協議会が中心となり、住民コーディネーターを決め、まずはボランティア活動に協力してくれる人たちを募集する。基本的には介護保険以外のサービス、例えばゴミ出しや電

球の交換、庭の手入れ、買い物お手伝い、病院への動向など、できることを広報紙等で宣伝し、週に一度コミュニティセンターで相談窓口を開き、また電話でも相談を受け付ける。一見すると介護保険の補完的な役割を果たし、考えとしては非常に理想的だが、順調に実施している地域は限られ、多くの地域では利用者が少なく、活動の広がりはあまり見られない。

活動が比較的活発に行われている地域の特徴としては、コーディネーターがボランティアの訪問前に事前に下見をし、状況を把握した上でボランティアに詳細を説明するなど丁寧な引き継ぎを行い、地域の人間関係や課題について最大限配慮し対応している。とは言いながらも、難しい点が多いのは事実である。

では活動がなかなか広がらないのはなぜなのか。一つは、近所の人に家に入ってもらい数百円という安価なお金でサービスを頼むことに抵抗がある人が多いということである。二つ目は、ボランティアはある程度集まるものの、ボランティアの高齢化も深刻で必要なサービスを十分に提供できないという問題である。細々でも継続していくことに一定の意義はあると思うが、より効果的に展開していくためには、サービスを提供する仕組みを工夫し、丁寧なマッチング作業も必要であろう。また、より多くの若い高齢者にも活動に参加してもらうためには、新たなインセンティブの設定も求められる。

(2) 情報共有会議

次に、名古屋市の中川区のある学区において実施されている「情報共有会議」というものを紹介したい。この事業は社会福祉協議会が地域の基盤づくりのための実践として、住民や多様な関係者が参加する場を設け、地域住民の困りごとや課題を共有することを目的としている。中川区は社協職員の積極的な働きかけにより、住宅供給公社、障害者基幹相談支援センター、地域包括支援センターや民生委員児童委員協議会などのメンバ

ーを巻き込みながら、ある市営団地の問題を話し合い皆で解決策を探っている。そもそもの発端は地域ケア会議を開催する中で、特に市営団地等においては孤立しやすい高齢者を見守るために、より詳細な情報を共有し合いながら対処していく必要があるという意識が高まったことが挙げられる。さまざまな個人が抱える課題や家庭環境、本人の性格等を関係者たちが把握することで、例えば、社協の職員が訪問してもなかなかドアを開けない住人が、住宅公社の担当者には問題なく対応するというのであれば、今後は住宅公社が中心となり接触を試みるなど、まさに課題を共有することで解決策が生まれる。関係者が得意とする活動に積極的に関与し、地域全体を見守ろうという体制が築かれている。

このモデルの特徴は、住民同士の関係が希薄になり孤立死なども起きる現状に危機感を感じる住民が声をあげ、それを社協の職員が制度をうまく活用しながらサポート体制を構築したことである。住民の声を丁寧に吸い上げ真剣な対応をすることで、住民側も関係機関を信頼し何かあれば相談できるという安心感を得ることができた。このことが住民たちにモチベーションを与え、色々なアイデ

アを出しながら自分たちで活動を展開している。

一方、別の区のある市営住宅では同じように課題が深刻であり、住民側から情報共有会議の設立に向けて積極的な働きかけが行政側にあったにもかかわらず、この体制が築けていない。この団地の町内会会長や民生委員は市営団地における共生に強い危機感を持ち行政に相談に行ったが、行政側はあくまでも既存の枠組みの中で解決を図ろうとし、住民の要望に応えようとはしなかった。これにより当然住民のインセンティブは行き場を失い、モチベーションへとつながることはなかった。ここで言いたいのは、行政は住民のサインを見逃してはならないということである。住民自身が立ち上がり声をあげることは容易ではない。一度モチベーションを失うと新しくまた立ち上がるのは1回目の何倍もの勇気と覚悟が必要である。図2はある市営団地の町内会長と民生委員と共に一緒に考えた情報共有会の位置付けである。住民の力では解決の難しいことを会議で取り上げ方法を考え、それをまた地域に持って帰り住民自身が解決に向けた取り組みを行うという住民主体のサービス提供体制である。残念ながら実現はできなかったが、我々が議論し構想した形をここに紹介する。

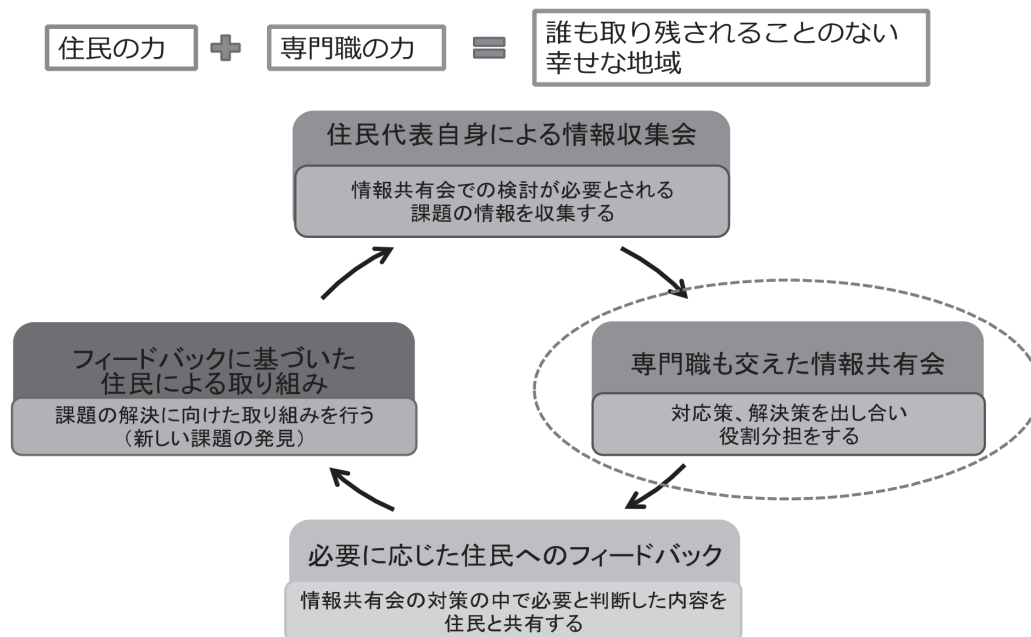


図2. 情報共有会の位置付け

7

出所:筆者作成

(3) なかがわ男塾

この活動も名古屋市市中川区の取り組みである。地域では引きこもりがちな高齢者の参加を促そうと様々な企画をしているが、特に男性の参加率は伸び悩んでいる。最も多い原因は参加したくてもしづらいということらしい。これまで会社勤めで地域とのつながりのなかった多くの男性にとって急に地域とのつながりを作るのは困難であり、またインセンティブも弱いのが現状である。そこで、ここでは対象を男性に絞り、内容も男性が興味を持ちそうな内容を選び、「男塾」と名付けた。年に4回ほどの活動であるが、美味しいコーヒーの入れ方、歴史巡りと写真撮り、立体折り紙飛行機、即席味噌汁作り、健康体操、介護の話、といった内容を企画している。まずは地域に知り合いを作り、顔なじ

みになることから始め、受講後には男性が力を発揮してもらえそうな地域活動も紹介し、地域とつながるチャンスを提供している。

参加メンバーをさらに増やすために、より多くの男性へまずはこのような活動があることを知らせる広報活動も重要であるが、地域で比較的孤立しやすい男性達の興味をそそるきっかけ(インセンティブ)を多く作るという工夫は非常に重要である。そして、趣味的活動に留まらず、それをモチベーションに引き上げるために地域活動とのマッチングまでサポートすることで、彼ら自身の生きがいや豊かな生活を実現することへと一歩近づいていく。そしてこのような個々の参画と貢献が成熟した地域を作るためのエネルギーとなるのである。

5. 今後に向けて

在宅ケアの実践は、地域包括ケアシステムの充実なくしては実現できず、またこれは成熟した地域社会への挑戦でもある。そして、自治体や地域住民、支援機関がどれだけこのことに本気で取り組めるかが鍵となる。

これまで述べてきたように、政策の変遷を通じ、地域住民にケア活動に対する立場が、「参加する」から「参画する」へと変わり、さらに主体的に関わることの重要性が強調されてきていることは明らかである。しかしながら、地域には第一歩を踏み出すためのインセンティブやモチベーションに繋がる活動オプションが十分に用意されているとは言い難い。また地域の互助の基盤である町内会・自治会などの地縁組織は弱体化し、中心的な役割はとて果たせない。このような状況の中、地域住民はどうすればその役割を発揮できるのか?以下、何点か筆者の考えを述べまとめたい。

まず一つ目は、地域において住民が参画できる様々な機会をいかに多く作れるかということである。住民の意識や嗜好も多様化する中で、例えば、ある人は料理が得意であったり、またある人は音楽が好きだったり、またある人は外国語が達者であるかもしれない。また活動には参加できなくて

も場所は提供できるという人、資金的な支援は可能だという人、それぞれ関わり方は様々であって良い。また、社会的役割が明確に与えられることが、特に会社等を退職後の高齢者にとってはきっかけとなる場合がある。これまでのようなサロンの活動に留まらず、そこに付加価値をつけてコミュニティビジネス的な要素を持たせることでインセンティブにつなげ、住民の主体形成を綿密に考えていく必要がある。

二つ目は、住民の自主的な取り組みを行政や専門職がサポートする体制を構築することである。自助や互助の役割が強調されるようになってきているが、それだけを切り離して考えるのではなく、住民による互助の取り組みなどを専門職の支援とうまくつなげ循環させていくことが重要である。つまり、互助は共助の一環であり、共助なくして互助は成り立たないということである。自治体では住民参加による地域福祉計画作りなどが行われており、計画に対しアイデアを求めるものの、住民が本格的に参画し実践につなげるサポートまでは行っていないのが現状であり、残念ながら支援が非常に中途半端であると言える。住民に参画を求めるのであれば、行政や専門機関も本気で最大限の

サポートをすべく覚悟を持って取り組まなくてはならない。

三つ目は、地域包括ケアはまさにまちづくり(地域づくり)であるという視点で取り組むということである。地域包括ケアは介護保険制度の枠組みに留まらず、地域福祉全体の充実、つまりその地域に住む人たちが何らかのきっかけでつながり、社会資源の連携や協働を通じて地域全体が活性化し幸せになることを目指すものであると考える。日常生活に制限が生じてきた高齢者ができる限り地域で生き生きと生活するには、高齢者が気軽に出入りできる居場所、地域の人と交流できる場所、また高齢者がパートタイム等で就労できるような場等の環境づくりを考慮したまちづくりが重要である。つまり、基本的にヒト・モノ・カネがその地域で循環するようなローカル経済の循環システムを地域福祉の活動とうまく結びつけていくことである。

震災後、日本の地域では様々な住民の自主的な動きが出てきている。その動きの傾向の一つに、コミュニティの再創造と経済が一体のものとしてとらえられているという特徴を内山は挙げている(内山 2013: 135)。その地域でともに生きようとすれば、ともに生きるための経済的活動により支え合う取り組みが必要になってくる。そして、地域の人々が重層的な関係の中で互いに結びつき、生きて行く関係をそこに見出すことで自分の居場所や役割を認識することができる。

地域住民がサービス供給者になり得るかは、住民が興味を持って楽しく活躍できる機会がどれだけ用意され、または創り出せるか。そしてそれらの機会を利用し住民自身がどこまで内発的なモチベーションにまで引き上げていけるかにかかっている。

参考文献

内山節(2013)『新・幸福論』新潮選書。
倉持香苗(2012)「1960年代における生活改良普及事業—社会福祉と社会開発に関する議論の背景—」『日本の地域福祉』10—25。
厚生労働白書(平成29年度版)https://www.mhlw.go.jp/toukei_hakusho/hakusho/。
鶴見和子・川田侃(1989)『内発的発展論』東京大学出版会。
二木立(2016)『地域包括ケアと地域医療連携』勁草書房。
野口定久(2016)『人口減少時代の地域福祉』ミネルヴァ書房。

宮下久美子(2017)『多職種連携から統合へ向かう地域包括ケア』メディカ出版。
医療と介護Next編集室編(2017)『地域包括ケア時代の互助の築き方』メディカ出版。
地域力検討会(2017)「地域力強化検討会最終とりまとめ～地域共生社会の実現に向けた新しいステージへ～」厚生労働省。
三菱UFJリサーチ&コンサルティング(2017)「地域包括ケア研究会報告書—2040年に向けた挑戦—」http://www.murc.jp/sp/1509/houkatsu/houkatsu_01.html。

明日の組合政治活動のために(その二十六)

早稲田大学社会科学総合学術院 教授 篠田 徹

いまさらではあるが、振り返ってみるとこの連載は、「組合政治活動」といいながら、それで普通イメージされる選挙関係の話よりも、労使関係の話が多い。おそらく読者は多少とも戸惑われているのではないか。

そうしてきた一つの理由は、これも前に述べたように、政治活動の基盤は職場の日常活動であり、その中心に労使関係があるからである。いわゆる「選挙の時だけ来る組合」からの脱却だ。これはある意味、労組にとって普遍的な課題といっている。

けれども近年はもっと大事な理由がある。それは職場の労使関係が、政治課題の舞台になってきたということだ。

以前からこの連載でも言ってきたことだが、安倍政権は一次も二次も、政策の一丁目一番地は労働政策であり、その本質はあらゆる労使関係においてその代表性に疑念が生じつつある組合への挑戦である。

ホワイトカラー・エグゼンプション、長時間労働、ワークライフバランス、女性活躍、そして今度は外国人労働と、これらはいずれも職場での実践が最大の課題になっている。

そしてこの状況は労組のみならず、経営側、特に人事労務にとっても重要な課題になっているだけでなく、労使関係を論ずる研究者にとっても、こうした政治的、社会的なニーズに労使関係論がどこまで応

えられるのか、そのためにはいかなるイノベーションをせねばならないのか、大きなチャレンジになっている。

そしてこれは欧米においても同様で、さらにいえば欧州はこの点で議論が進んでいる。今回はそれを示す一冊の本を紹介したい。

『社会対話を通じた包摂的職場の形成』(Shaping Inclusive Workplaces Through Social Dialogue)がそれで、編者はAlicia Arenas, Donatella Di Marco, Lourdes Munduate, and Martin C. Euwemaとなっており、彼らの職場はスペインのUniversity of SevilleとベルギーのKU Leuvenだ。ちなみに後者の大学は労使関係論では昔から重要なところだ。

出版元のSpringerは米国の社会科学系出版社の大手で、特に社会政策関係に強い。これはそこが出すIndustrial Relations & Conflict Managementシリーズの一冊だ。ハードカバーだが日本円で三千円余りと、日本の学術書に比べればそれほど高くない。

冒頭の簡単な紹介文によると、本書は、社会対話(ソーシャルダイアログ)を人的資源管理の各段階における多様性(ダイバーシティ)管理のための社会的イノベーション戦略として提示する。

本書はまた心理学から経営学、法学、ジェンダー研究、社会学、管理学にまでまたがる学際的手法を

使って、経営、労組、従業員代表の間の開かれた対話と建設的交渉を促進するための経験的研究に基づいている。

また本書は、多様性と社会的包摂についての関係者(ステークホルダー)の態度、構想、能力の変化を促進し、職場における立場が脆弱なグループの包摂を改善するための諸政策や手続きを含め、効果的な組織対応を発展させる最新の研究成果を示しているという。

そして多くの論稿を集めた本書において、編者と執筆者は、組織における諸価値、諸政策、諸実践を統合しながら、社会対話を通じて包摂的職場のための効果的な発展手法を説明する。

同時に、異なる組織文脈、国、文化から寄稿された本書の多様性は、これを社会対話を通じて包摂的職場を形成しようとする広範な科学者、研究者、学生、人的資源管理のための貴重な本にしているとのことだ。

最近本の宣伝でよく見られる「キーワード」には、「社会対話」「包摂的組織」「職場の多様性」「人的資源管理」「組織変化」「人的資源活動」という言葉が並ぶ。

そして以下が目次だ。

【1】包摂的な職場を再考する。

- ① 包摂のための対話: 多様性の管理では不十分
- ② 組織における包摂についての一般的概念: 組織における多様性と包摂理解への心理学的アプローチ
- ③ 「Getting In」「Staying In」「Moving On」: 多様性と包摂を達成するための諸基準を用いる
- ④ 欧州の政策課題についての社会的包摂

【2】包摂の諸課題

- ⑤ 事例: 「多様性の効験を確信し行動する」BNP Paribasにおける多様性と包摂と社会対話
- ⑥ 包摂的退職? 高齢者雇用における年齢差別

- ⑦ 包摂と差別: 自由な職員選択
- ⑧ 包摂的な仕事をデザインする
- ⑨ 社会化の過程: 組織が障害者を職場に統合するのを助ける
- ⑩ 文化的多様性とブラジル人組織における包摂: マイノリティ集団の訓練の課題
- ⑪ すべての人びとに安全な場所を: 社会対話と職場のハラスメント
- ⑫ 組織の引き出しを開ける
- ⑬ 事例: 変化の時代における包摂的人的資源管理政策
- ⑭ ステレオタイプ化を阻むための持続可能なキャリア発展実践としての社会対話
- ⑮ 複合的なキャリア発展: ワークライフバランスを考えたながら
- ⑯ 西アフリカで包摂的な人的資源管理? ナイジェリアにおける女性の宗教的集会
- ⑰ 包摂的組織を創造する事例: 留学と文化交流組織の非営利組織CIEFの場合

【3】包摂を促進する

- ⑱ 結論: 幻想から現実へ

労使関係を少しでもかじられたことがある方には、ご覧頂いてお気づきのように、従来の労使関係論の議論には見られない論点がここでは多く見られる。

冒頭の本書の概略説明にある通り、執筆陣には心理学関係の研究者が多く含まれており、労使関係論がもともとは人間関係を論ずる学問であったことを思い出させる。

おそらくこうした議論は今後も一層展開されるであろうし、それが日本のそれになるのも時間の問題であろう。研究者はもちろん、労使並びに政策担当などの実践家を交えた方策の検討、そしてこれが何よりも大事だが、研修をはじめとした包摂型労使関係形成を担う人材育成の準備も早急に始めねばならない。



「チェーンストア労働組合列伝」—— 第 15 回

ー 谷口洋と全ジャスコ労働組合(上) ー

國學院大學経済学部 教授 本田 一成

1.はじめに

1969年、岡田屋、フタギ、シロの3社の提携により、合併を予定した本社機能の創設を先行させてジャスコ(現イオン)が誕生した。この合併を主導したのは創業200年を誇る岡田屋(三重県四日市市)の若社長岡田卓也であり、フタギ(兵庫県姫路市)の社長二木一へ合併を持ちかけ、一方でシロ(大阪府吹田市)の社長井上次郎からの合流の打診を受け入れる形で関西のチェーンストアの大型合併が実現した。

ジャスコとは、社内公募により選考されたJapan United Stores Companyの頭文字JUSCOであり、日本で最も提携、買収、合併を頻繁に活用して成長する手法は「連邦経営」と呼ばれた。

しかし旧3社の合併は、シロの経営危機が発覚したことで、岡田屋とフタギが先行合併したものの、シロは子会社京阪ジャスコとして後の合併を目指すことを余儀なくされた。経営史上、ジャスコは大過なく離陸したとされているが、労使関係に関しえば、シロ問題を契機とした波乱に満ちた出発となった。

シリーズ第8話では、苦境に陥りながら強行された全ジャスコ労働組合の結成と初期の活動を取り上げよう。また、キーパーソンとして、初代書記長に就任し、労組の活動を軌道に乗せた結成メンバーの一人である谷口洋に注目する。

2.全ジャスコ労組の結成

1969年といえば、全繊同盟がチェーンストア組織化へ猛然と舵を切ったところであり、ジャスコは関西圏最大の標的とされた。全繊同盟の支援もあり、急速にジャスコの労働者の労働組合への関心が集まり労組結成の機運が高まった。ところが、準備が進行する中で予想外の事件が発生した。

1969年10月7日、ジャスコ社長岡田卓也は、ジャスコ労働組合(ジャスコ労組)三役の突然の訪問を受けた。ソファーにふんぞり返り足を高く組んだ傍若無人な態度を見せる若者たちから突然に労組の結成を通告され、全繊同盟が支援する労組ではない労組が眼前に現れて目を疑った。実はジャスコの労働者の有志たちが労組結成の動きを見せはじめたことで、別の集団が先駆けて結成に漕ぎつけたのであった。この集団は、当初の計画通りに合併が遂行されなかったことで不満を高めたシロの労働者たちであり、総評全国一般の指導を受けていた。

しかし、総評系労組の誕生で社内が大きく揺れる中、当初の結成有志たちは素早く動いて、翌日の10月8日には第二組合の全ジャスコ労働組合(全ジャスコ労組、委員長藤田友彦、書記長谷口洋)を結成した。

労組結成に動いていたリーダーの一人であり、人事部の教育担当であった谷口洋は、亡きシロ社

長井上次郎を尊敬し、死亡前夜にも社内報の仕事で同席していた。それだけに、予想しなかったシロの労働者たちの反乱と、普段はギラギラと流通革命にまい進する岡田卓也の憔悴しきった姿を目の当たりにして大きな衝撃を受けた。

谷口洋は、1942年、和歌山県串本町で生まれ育ち、早稲田大学教育学部へ進学した。ただし、教員志望ではなくジャーナリストを目指し、経済学、法学、政治学、行政学などを多面的に学んだ。東京オリンピック後の不況で採用が厳しく、新聞社などへの就職がかなわず、大学就職部から推薦されて往復交通費を支給するという三重県四日市の岡田屋の入社試験を、帰省を兼ねて受けることになった。筆記試験、面接試験、集団討論と進み、翌日に第一次合格の電報が滞在先の実家に届いた。

この面接試験を担当したのは、社長岡田卓也、その実姉の小嶋千鶴子、社長室長、人事課長らであった。画家小島三郎一と結婚し大阪に居住していた小嶋千鶴子は、弟の岡田卓也を全面的に支えるべく岡田屋に戻り、主に人事と教育の責任者として、ジャスコの経営の根幹を担っていた。

四日市ぜんそくのことを危惧し強く反対する両親をよそに内定通知を受け取り入社した谷口洋は、子供服売場へ初任配属されたが、1年足らずで人事部の教育担当に異動した。上司は、人事教育部長を兼任する小嶋千鶴子であった。

小嶋千鶴子は労組を決して敵視するわけではなく、むしろ健全な労組について思案を続けていた。もともと旧社の1つである岡田屋には、1959年から「社員協議会」と呼ばれる従業員組織が発足しており、10人に1人の割合で選ばれた社員代表の中から代議員を選出して会社側と話し合う仕組みがあった。また、賃金と福利厚生の方針の充実や、新入社員を鍛えるOMC（オカダヤママネジメントカレッジ）の運営などにも余念がなかった。

これらは小嶋千鶴子の手によるものであり、岡

田屋は、労使コミュニケーションの重要性を認識する点で先進的であり、後のジャスコが導入する制度にも投影されている。例えば、OMCは有名な「ジャスコ大学」の原型である。

ジャスコの経営側は必ずしも労組の結成を妨げるものではなかったが、労働者や労組への認識に関しては、岡田屋と、フタギとシロでは雲泥の差があった。一方で、労組結成の有志たちは必ずしも全織同盟志向ではなく、同じく商業の仲間として1965年に発足したDILA（百貨店労働組合海外事情研究協議会）やその有志労組が1969年に結成した商業労連（日本商業労働組合連合会）の存在も強く意識しながら準備に入っていた。

有志たちはシロ、フタギ、岡田屋の労働者で構成され、全ジャスコ労組の委員長はシロの藤田友彦が就任した。谷口洋は家庭の事情で一時的に離れることになった岡田屋の候補に代わり、書記長を引き受けることとなった。なお、全ジャスコ労組は、当初書記局長の肩書を使用していた。

谷口洋は、ぜひ労組の結成の前にと、新婚旅行に出かけていた際にジャスコ労組の結成に遭遇した。帰途につき出社してみると、思わぬ事態により大混乱に陥っており、翌日から新婚気分が吹き飛ぶほどの苦難に直面することになった。

3. ジャスコ労組の消滅

突然のジャスコ労組の出現を知った全織同盟はただちにジャスコに駆け付け、結成予定を繰り上げて第二組合の結成を助けた。結成準備委員会が迅速に動き、結成大会に先立って、1969年10月8日に結成有志大会を開催し、約160人で全ジャスコ労組を結成した。10月14日に改めて正式に結成大会を開催して会社側へ結成通知書を出し、10月29日には西九条此花会館で第1回臨時総会を開催して全織同盟への加盟を決め、長崎屋労組、ハトヤ労組に続くチェーンストア労組のゼンセン加盟第3号となった。

すると、早速ジャスコ労組執行部が、我々こそが正当な組合である、として全ジャスコ労組の即刻解散を要求してきた。この間に谷口洋はジャスコ労組の中心勢力であったシロの労働者たちの不満が想像以上に強いことを知る。

何よりも、二段階の合併に対する不満がある。井上次郎の急死でシロが多額の負債を抱えていることがわかり、後の合併の時機を探してひとまず京阪ジャスコとして切り離された。情勢は理解できても、求心力を失った後に当初の合併が覆されことは事実であり、発生した動揺と不安の矛先が向けられた。実は、岡田卓也が苦悩した末に10億円の個人債務保証に乗り出した救済策であった。シロの低位な労働条件へ岡田屋のそれを下方調整する期間も必要であった。だが、孤独な経営者が下す苦悩の末の意思決定が、現場労働者に斟酌されることは稀である。

もう1つの不安要素が絡んでいる、と谷口洋は分析していた。大阪地区ではシロの店舗をダイエーが狙い撃ちしていたというのである。膝元の大阪で王者でなければ話にならない、と考えるダイエーは豊中、寝屋川、高槻などシロの出店エリアに集中的に出店しており、常に苦戦を強いられた労働者の感情が高揚した。ジャスコ労組の主力はシロの新人と入社2年目の若者たちであった。

結成当初は十数人であったジャスコ労組の若者たちは、総評全国一般の指導を得て猛烈なオルグをはじめた。不眠不休の体力を背景に、多数の店舗を巡回し、連夜にわたる終業後の支部会の歌や踊りを混ぜて上げる氣勢に、他の若者もなびいていく。急遽駆け付けた全織同盟本部オルグが助勢を開始したとはいえ、目を見張る組織拡大に直面した谷口洋たちは劣勢に立たされた。

この状況を打開したのは、全織同盟大阪府支部から多勢で乗り出してきた山田精吾ら精鋭のオルグ団であった。オルグ団は終日各店舗に入り込み、全ジャスコ労組への加入活動を開始し、大規

模なオルグによって加入届がみるみるうちに積み上がった。谷口洋は一連の騒動への対策について商業労連へ相談していたが、全織同盟の強力な支援を得た巻き返しの渦中で、全ジャスコ労組の商業労連志向は消失した。

一方、小嶋千鶴子も積極的な説得活動のために奔走した。各店舗の若者たちに会う機会をとらえては、真面目に働くことの大切さを忘れないで欲しい、組合員になるならよく考えて欲しい、自分と違う考え方の人たちに巻き込まれないで欲しい、と粘り強く説得を続けた。また、不満が集中しがちなシロやフタギの社員寮の環境を全面的に見直し、食事のメニューを改めた。

全ジャスコ労組の組織拡大が急速に進み、ジャスコ労組と対等に対抗しはじめ、やがて上回った。この間には、全国一般の指令によりジャスコ労組が不当労働行為提訴に踏み切っている。ところが、小嶋千鶴子はジャスコが陥った立場を堂々と主張し続けるのに対して、ジャスコ労組側は力を失ったように欠席を続け、提訴が取り下げられた格好となった。加盟費収支のバランスシートに敏感な全国一般は、情勢を見極めると冷徹にジャスコ労組から撤退しはじめていたのである。

みるみるうちにジャスコ労組の勢力は縮減し、1970年4月の入社式でのビラまきが最後の活動となり、5月には解散してしまった。振り返れば、ジャスコ労組は1年を待たずに消滅し、第二組合であった全ジャスコ労組が単独の労組に収まり、本格的な活動を開始した。

執筆者の本田一成氏が、本連載に関連する新著『オルグ!オルグ!オルグ! 労働組合はいかにしてつくられたか』(2018年、新評論刊、384頁)を発行しました。割引注文書は、office.orgorgorg@gmail.com まで。

論壇ナビ

2018

第10回:『新潮45』はなぜ消えたのか

明治学院大学 経済学部 教授
齋藤 隆志

10年ほど前、『論座』『月刊現代』『諸君!』が相次いで廃刊し、論壇誌の存在意義について議論されたことがあったが、今度は『新潮45』が10月号を最後に休刊となった。杉田水脈衆院議員が、同誌8月号に寄稿した『「LGBT」支援の度が過ぎる』において、LGBTのカップルは「子供を作らない、つまり『生産性』がない」とした上で、「そこに税金を使うことに賛同が得られるのでしょうか」と述べたことに対して、ネットで「炎上」するなど批判が寄せられたことが事の発端である。休刊に追い込まれた直接の原因は、同誌10月号の特集「そんなにおかしいか『杉田水脈(みお)』論文」、特に文芸評論家の小川榮太郎氏による「政治は『生きづらさ』という主観を救えない」に対する大きな批判であろう。今となっては貴重な論壇誌が、なぜまた消えなければならなかったのか。今回の問題に対しては、発生から間もないことから直近の論壇誌ではほとんど扱われていなかったため、新聞やインターネットでの論考を中心に取り上げたい。

分断する論壇

論壇誌が保守的な雑誌とリベラルな雑誌に二極化している中、『新潮45』はやや特殊な立ち位置にいた。古谷経衡(文筆家)「『新潮45』休刊の背景―貧すれば鈍する名門雑誌の最期」(『Yahoo! JAPANニュース』9月27日)は、同誌の半分はネット右翼迎合、もう半分は穏健という二重構造を内包していると指摘し、その理由として『正論』『WiLL』『HANADA』といった「自称保守雑誌三巨頭」が奮戦しているため、「四匹目のドジョウ」を狙った一方で、創刊時からの穏健な読み物や漫画に期待する読者が一定数いるため、全面的な右翼雑誌には改造できなかったことを挙げている。また、類似雑誌として『VOICE』を取り上げて売り上げを比較し、両者とも10年前から部数が落ち込んでいるものの、『新潮45』はより落ち込みが激しく、焦燥感を募らせていたと想像している。片山杜秀(慶応大学教授)「極論台頭で均衡難しく」(『読売新聞』10月25日)は、そもそも『新潮45』は、雑誌ジャーナリズムの良き伝統を反映した総合誌であり、いわゆる論壇誌とは違い、論争的なテーマについても長い目で見れば両方の意見をバランス良く取り上げていたと評価する。それが今回のような結果になった背景には、先進国のマスメディアは長年、中産階級の良識に訴えることを仕事にしてきたが、経済成長の鈍化や富の偏在で中産階級が不安感を抱き、左右両方からの極論が大きくなって国民の分断が進むという激変に戸惑い、バランスの取れた「公論の形成」そのものが難しくなったからだと分析する。そして、マスメディアが今や「マス」を代表する存在ではなく、人々の対立をいたずらにあおる偏った意見に侵食されつつあり、これは近代以降の日本メディア史で初めての事態だというのである。

粗雑な論考、粗雑な行動

このような論壇の左右二極化はもちろん大きな問題だが、今回の一件は論壇誌にそもそも「論」と言えないような粗雑な文章が掲載されたことも大きな衝撃を与えたのだった。内田樹(神戸女学院大学名誉教授)「『新潮45』休刊について」(ブログ『内田樹の研究室』10月23日)は、杉田氏や小川氏の論考を読んで「肩の力の抜けた」「リラックスした調子で書かれていた」という印象を受けたとし、あえて良識を逆撫でして社会問題を起こそうという戦略的な意図はなく、こういうものを読んで溜飲を下げたいと思っている「身内」を想定読者にして書いたのだらうと推察している。また、小林よしのり(漫画家)「読者も劣化、代弁求める」(『朝日新聞』10月25日)は、ネット社会になって読者が長い論文を読めなくなり、書き手も長文をしっかりと書ける人がおらず、両方が劣化していると指摘している。さらに江川紹子(ジャーナリスト)「『新潮45』LGBT差別…江川紹子が指摘、休刊だけで済まされない問題の本質」(『Business Journal』9月25日)は、まず杉田氏の寄稿にはLGBTそのものやLGBTへの税金投入への事実誤認があり、さらに子どもを産まない人達に差別的な評価をし、支援に否定的な主張をした点について問題があるとした。さらに10月号の特集において杉田氏を擁護した論考に対して「屁理屈」「トンチンカン」「無知と偏見と傲慢さにあふれている」と批判した。その上で、かくも劣悪な原稿を読んで、ボツにする判断ができなかったところに編集部の著しい劣化が見て取れる、と激しく批判する。そして、会社としての幕引きもやはり納得のいく形にはならなかった。仲俣暁生(編集者・文芸評論家)「『新潮45』休刊決定でもモヤモヤ感が残る理由」(『東洋経済オンライン』9月28日)は、過去の筆禍による休刊の前例と比較して、今回は休刊の原因となった記事がどれであるかが特定されていないことが異なっているという。ジャーナリズムの担い手でもあるという立場を忘れ、このような曖昧な形で公共な議論の場となり得たはずの雑誌を休刊した新潮社の責任は極めて重いと非難している。

寛容な議論の場を

今回の問題に関しては、インターネットだけではなく、新聞の機動性も目立ち、メディアとしての存在感を示した。池上彰(ジャーナリスト)「多様性示し敏感に指摘を」(『毎日新聞』10月25日)は、杉田議員の寄稿をいち早く取り上げ、休刊すれば済むとも思っているかのような新潮社の態度を批判し、識者の多様な意見を紹介した毎日新聞の姿勢を高く評価している。佐伯啓思(京都大学名誉教授)「『新潮45』問題と休刊 せめて議論の場は寛容に」(『朝日新聞』10月5日)は、杉田氏の論考が評論としての周到さを欠いたものと批判しながら、(1)政策判断の基準として生産性が適切なのか、(2)結婚や家族とは何か、(3)LGBTは個人の嗜好の問題なのか、社会的な制度や価値の問題なのか、またそれをつなぐ論理はどうなるのか、という重要な論点を含んでいたとし、その後の賛同や批判はこの種の基本的な問題に向き合うことなく、不毛な批判の応酬になるほかないと嘆いた。そして、リベラルも保守もその基底には「寛容」があったが、社会から「寛容さ」が急速に失われており、せめて紙媒体の議論の場だけでもそれを保つ矜持がなければ、我が国の知的文化は本当に崩壊するだろうと警告する。問題はもはや民主主義や知的文化の崩壊の危機に至っている。

齋藤 隆志(さいとう・たかし 労働経済学、企業経済学)

TOPIC

UAゼンセン日本介護クラフトユニオン ～介護業界における課題と取り組み～

少子高齢化が進行する中、介護は社会的な課題となっている。厚生労働省では2018年10月22日に、「2040年を見据えた社会保障や働き方の見直しをめぐる議論」を本格的に開始するなど、行政でも動きが広がっている。

介護業界で働く全国約8万人が加盟するUAゼンセン日本介護クラフトユニオン(NCCU)では、業界の課題解決に向けて、行政や法人などに対し様々な取り組みを行っている。本稿では、最近の取り組みの中から、組合員の「就業意識実態調査」と、マスコミの反響も大きく行政にも影響を与えた「ハラスメント対策強化」への取り組みを取り上げて紹介する。

2018年度就業意識実態調査より

NCCUでは、毎年3月に組合員の就業意識や就業実態を把握するために「就業意識実態調査」を行っている。当研究所では、記者報告会(2018年9月10日、友愛会館にて実施)に参加した。「2018年度 就業意識実態調査」(以下、本調査)では「改正労働契約法」「職場環境」「介護業界の離職」などをテーマに、分会組合員4,000名と、個人組合員302名を対象としたアンケートを行い、合わせて2,994名からの回答を得た。以下、結果の一部を紹介する。

1. 改正労働契約法について

「知らない」半数超え一認知度はまだ低い

改正労働契約法(2012年8月)では、有期労働契約が繰り返し更新されて通算5年を超えたとき、

労働者の申し込みにより無期労働契約に転換できるようになった。本調査によると、この改正労働契約法について知っている(「よく知っている」「多少知っている」の合計)は2014年調査に比べて増加した。しかし「あまり知らない」「まったく知らない」と回答した人は月給制組合員、時給制組合員ともに半数を超えており、まだ認知度は低い。UAゼンセンやNCCUでは、法人に対し、3年で無期転換する申し入れの活動も行っている。報告会では、「自身の雇用に直結することなので、もっと多くの人に知ってほしい」との見解が示された。

2. 職場環境について

腰痛予防の対策は、介護職員の切実な問題

職場環境の中でも、特に腰痛予防対策は切実な課題であり、この項目は組合員からの要望で調査したものである。実際の職場では、対策がない、もしくは届いていないところが多く、「腰痛予防の教育・研修や具体的な対策がとられているか」という質問に対し、「いいえ」または「わからない」と回答した人が60%以上にのぼった(図1)。図2では、具体的な対策が実施されている場合の内容(複数回答)を紹介している。介護サービス業で働く人々の職場環境改善に向けて、具体的な取り組みを進めることが必要であろう。

図1 職場(法人)では腰痛予防の教育・研修や具体的な対策が実施されていますか

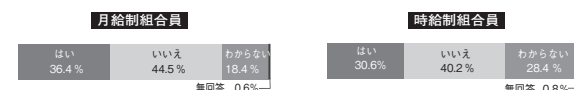
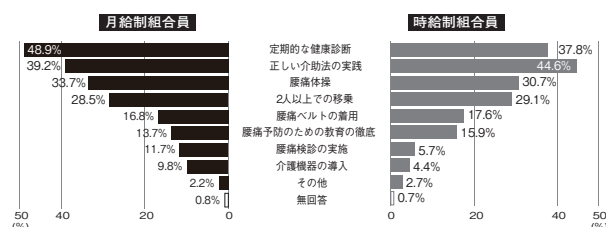


図2 上記で「はい」と答えた方へ どのような対策ですか(複数回答可)



「その他」にあった意見(一部抜粋)

・福祉用具の活用 ・抱え上げない介護技術の指導を受ける

『2018年度就業意識調査速報版』p.12より

3. 介護業界の離職について

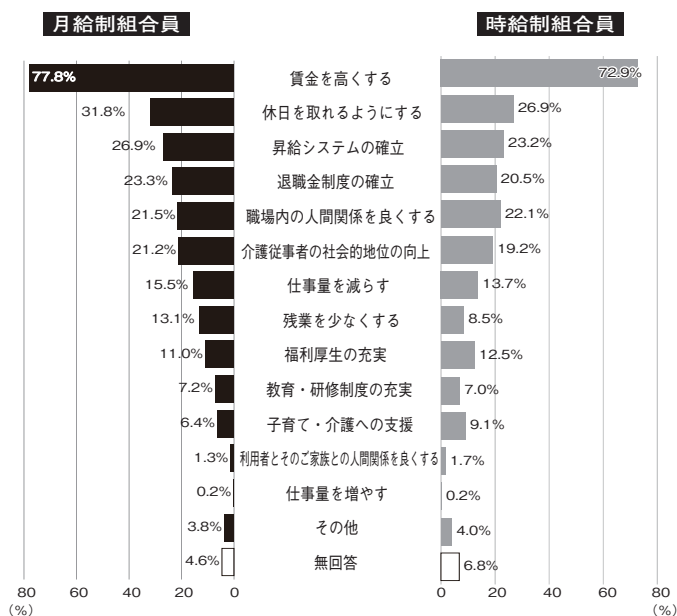
賃金水準の底上げと財源の確保が課題

この仕事を「今の会社で続けたいか」という質問には月給制組合員、時給制組合員とも70%近くの人が「続けたい」と回答している。

一方、「介護業界の離職者を減らすためにどのような方法が考えられるか(3つ以内の複数回答)」という質問では、80%近くの人が「賃金を高くする」と回答し最も多かった。以下、「休日を取れるようにする」、「昇給システムの確立」、「退職金制度の確立」、「職場内の人間関係を良くする」、「介護従事者の社会的地位の向上」などが挙げられた(図3)。

NCCUによると、「現場の声からは、賃金の問題が大きいが、財源の問題もあり難しい面もある。仕事の内容にはやりがいを感じていても、将来を考えると離職せざるを得ないという現実もある。」という。

図3 介護業界の離職者を減らすためにどのような方法が考えられますか(3つ以内)



「その他」にあった意見 (一部抜粋)

- ・行政の協力
- ・選択肢にある「仕事量を増やす」以外、ほとんどすべての施策が必要ではないでしょうか
- ・書類業務の簡素化
- ・利用者のハラスメントから職員を守る体制
- ・どうしてよいのか分からない

『2018年度就業意識調査速報版』p.17より

介護現場におけるハラスメント防止に向けて

NCCUでは、2018年8月9日、ハラスメント対策強化を求める要請書

(「ご利用者・ご家族



からのハラスメント防止 NCCUのホームページより転載に関する要請書)を厚生労働省に提出した¹。これは、2018年4月に実施された調査結果を踏まえたもので、①ご利用者とそのご家族への周知啓発、②介護従事者を守るための法整備、③地域ケア会議の有効活用とハラスメントに対する自治体の対応強化、④訪問介護サービスにおける2人体制時の利用者負担に対する補助、⑤家族介護者に対する支援の強化を要請している。

報道後、議員や自治体の対応が異例のスピードで行われることとなった。同調査によると、実に7割もの介護職員がハラスメントの被害に遭っているという。現場実態を反映した防止策の強化が求められる。

介護職員の待遇改善は、介護を受ける介護職以外の私たちにとっても重要な課題である。決して他人事では済まされないであろう。

UAゼンセン日本介護クラフトユニオン
略称: NCCU

(Nippon Careservice Craft Union)
会長 久保 芳信 (くぼ よしのぶ)

結成日 2000年2月27日

組織現勢 組合員数7万9,524名

(2018年9月6日現在)

本部所在地 〒105-0014

東京都港区2-20-12 友愛会館13F

TEL: 03-5730-9381

FAX: 03-5730-9382

ホームページ: <http://www.nccu.gr.jp/>

¹ 要請の詳細については

http://www.nccu.gr.jp/torikumi/detail.php?SELECT_ID=201808100002

今月の社会政治記事

第6回: 英語で読める欧米新聞の社会政治関連記事

前回のこのシリーズは夏で、またかの感があるが、今回はやはり米国中間選挙の直後なので、再び米国の主要新聞の選挙関連の記事を取り上げる。

既にこのエッセーを読まれている読者は、共和党の上院勝利と民主党の下院勝利というねじれた結果はご存知だろう。

マスコミや識者はほとんど指摘しないが、筆者には民主党下院勝利は本当に驚きである。

そもそも共和党の上院勝利は、改選数の少なさからいっても想定範囲内であった。

ただ民主党の方は、この連載でも前に言及したかと思うが、そもそもゲリマンダーと呼ばれる自党に有利な選挙区操作とそれを行う州議会での優位を理由に、共和党の下院優位は相当期間揺るがないという話を聞いていたので、何が起こったのかと思った。

このことは前回の大統領選挙後、オバマやその周辺がその問題の深刻さを指摘し、早急の対策を求めていることでもある。

さらにこの大統領選挙後、その得票分布から、民主党はもはや全国政党ではなく、ニューヨークやカリフォルニアなど長年の地盤州や大都市だけに得票が集中する地方政党になったとも、関係者から嘆かれていたのである。

それが今回は、選挙前から民主党挽回のニュースが流れていた。

それでも筆者は、最近の米国選挙の予測がことごとく外れたのに驚かされ、今や慣れた経験から、今回もまた結果は違うだろうと思っていた。事実米国のマスコミは、選挙直前の共和党の巻き返しを報じていた。

それが蓋を開ければ、民主党下院の大勝利。これで筆者はまた驚いた。

ただこの驚きは、やっぱりあの話は本当だったのかという、選挙データの確かさを再確認させられたそれでもあった。そして「あの話」というのが今回の記事である。

中間選挙の1週間前の10月31日、日本でも有名な米国の保守系ビジネス紙The Wall Street Journalは、その一面と六面に、“The Chasm That Explains U.S. Politics: White women with college degrees and white men without are on rapidly diverging tracks” (米国政治を説明する亀裂—大卒女性と高卒男性の間で急速に広がる正反対の動向)という、10月現在調査によるデータ分析記事を載せた。

それによると、民主党下院候補は183名で2年前の選挙の際の120の1.5倍に達した。これに対して共和党下院女性候補は52名で2年前から5名しか増えていない。

また高学歴層の民主党支持のために共和党現職の当選が危うくなっていた選挙区は、16年の16区から31区に倍増していた。

さらに共和党優位議会を好む大卒以上女性は20%、高卒以下男性は66%に対し、民主党優位議会を好む大卒以上女性は61%、高卒以下男性は24%であったという。

一方、トランプ大統領に肯定的イメージを持つ高卒以下男性は否定的イメージを持つ高卒以下男性の43%多く、その差は2017年1月から14%増えている。

他方同じ質問で大卒以上女性の場合、否定的が肯定的を38%上回り、その割合は2017年1月から10%増えていた。

加えて、重銃器に対する規制強化を好む大卒以上女性はそれを好まぬ大卒以上女性を51%も上回るのに対して、高卒以下男性の場合は逆に好まぬが好むを19%上回る。

続いて、不法移民の強制退去の増を好む高卒以

下男性は好まぬ高卒以下男性を24%上回るのに対して、大卒以上女性の場合は、好まぬが好むを27%上回る。

ただオバマケアの廃止ないし骨抜きの場合は興味深く、大卒以上女性がこれに反対する者が賛成する者を24%上回るのに対して、高卒以下男性の場合、賛成が反対を上回るがその差が3%しかない。

いずれにせよ、これらのデータは、今回の下院の逆転劇が、大卒以上女性の民主党支持によるところが大きかったことが伺われる。

このことは、選挙前後に盛んに報じられた女性票による民主党勝利が、中でも高学歴化する女性のそれであったことを示している。

また選挙分析で指摘されていた郊外での民主党の強さは、このこととも関係していよう。米国の郊外での高学歴化した母親の存在感の大きさは、ポピュラーカルチャーを含め以前から周知のこととなっている。

では高卒以下男性の方にも興味深い状況が見える。先ほど指摘したオバマケアの維持に対する、この層の反発の弱まりだ。

この層は、製造業で栄え今は空洞化した地域の白人労働者とかぶっている。彼らは今もトランプ大統領の大事な支持者であり、大統領も彼らにアピールする諸政策を次々と繰り出している訳だ。

だが当り前のことだが、低所得者に手厚いオバマケアの恩恵に浴するのもこの層である。それが経験で実感され、それがジワジワと、部分的にトランプ大統領の主張と異なる彼らの政策選好に反映されてきている。

今のところ、この政策選好が支持選好の変化に大きく結びついているかは不明だが、マスコミはそうした傾向があることを、今回は民主党に投票した労災や病気退職した白人労働者へのインタビューなどで示している。

ではこうした大卒以上女性と高卒以下男性の動向は、米国労働政治的にどう考えたらいいのか。

今回の女性の強い民主党支持が、MeToo運動というこの間有名人のスキャンダル報道を含め、盛んに報じられている女性の反セクハラ、パワハラキャンペーンと関係があることは間違いない。そしてこれがこれまでの男性優位な性別役割分業を修正する大きな動きであることも、いわずもがななことである。

だとするならば、包摂的な職場環境やワークライフバランスなど労働政治のグローバルな中心課題が、ここでも関係してくることは明らかだ。

他方高卒以下男性については、本来これらの人びとの生活環境に密着した政策課題、すなわち雇用と福祉の話題がようやく中心に据えられるべき時が来たと考えられる。その意味で、これも以前からいわれ、トランプ政権も本腰を入れている(と少なくとも思われる)技能訓練による就労機会の拡大もまったなしである。

そしてこれらの政策課題や社会問題の矢面に労組が立たされていることも明らかだ。問題はそれが労組にとってはまず自己改革を意味することを忘れてはならない。そしてことは日本も同様なことを含め、これからも引き続き考えていこう。

本連載では、以下の複数コラムを毎月数本ずつご紹介しています。

- ①「今月の進歩派社会政治」: 英語で読める欧米進歩派雑誌の社会政治関連記事
- ②「今月の社会政治論文」: 英語で読める欧米学術雑誌の社会政治関連論文
- ③「今月の社会政治本」: 英語で読める欧米社会政治関連書籍
- ④「今月の社会政治レポート」: 英語で読める欧米シンクタンク報告
- ⑤「今月の社会政治記事」: 英語で読める欧米新聞の社会政治関連記事
- ⑥「今月の北米」: 米国、カナダのローカル紙に見る素顔の北米社会

『社会関与を考える』

(公社)国際経済労働研究所の第4回運動会(労働調査運動交流会)で企画した、「社会関与を考える」では、社会関与の高い組織にヒアリングを行い、その思いや背景、具体的な取り組みを多くの労組に知っていただく機会となりました。その内容をまとめたポスターをご紹介します!アサヒビール労働組合、味の素労働組合、阿波銀行従業員組合、麒麟ビール労働組合、TOTO UNION、パナソニック ホームズ労働組合の順での掲載を予定しています(研究所HPからもご覧いただけます)。

ヒアリングをもとに、(公社)国際経済労働研究所 作成

全組合員に理念を直接共有、継続性重視の活動 ～“社会関与”の取り組み事例～ 味の素労働組合

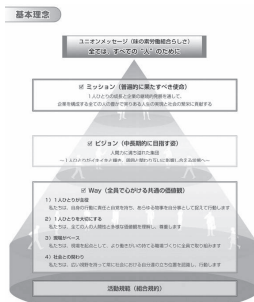
1. 取り組みの位置づけ

■労使関係の根本に「社会の繁栄に貢献」

労働協約前文で、「豊かで実りある人生の実現と社会の繁栄に貢献するため、相互の信頼に基づいた労使関係を確立する」と明言。

この前文作成はなんと、約50年前!当時、労使が1年以上議論したという逸話も。

組合の基本理念の「Way(全員で心がける共通の価値観)」の一つにも、「社会との関わり」を掲げる



2. 社会関与の高い背景

■参加率ほぼ100%の職場討議で理念共有!

年4回開催している職場討議では「参加率100%」に味の素労組は強くこだわっている。期初開催の職場討議では「労働協約前文」をはじめ、組合の理念等を直接共有。地道な積み重ねが、理念の理解につながっている。

■経済価値だけではなく社会的価値を重視

食品はいのちに直結する事業。もともと人や社会と密接との関わりは強い。会社も「持続性ある会社」という方針を打ち出し、地球規模での課題解決や地域との共生を重視。

ASV(Ajinomoto Group Shared Value)

社会課題の解決を通じて創出された経済価値を事業活動(技術、人材等)へ再投資することで、更なる社会課題の解決に貢献するという好循環を作り出し、サステナブルな成長を実現するための戦略的な取り組み。

→全従業員(間接部門も含む)対象に、草の根的な“ASVセッション”を開催。会社も本気。

3. 具体的なエピソード

■「視野広げ」は共通語!

数年前、社会との関わりが弱いという問題意識から、あらゆる場で問題意識を共有。今や「視野広げ」は組合の共通語。春闘の要請事項にも。具体的には、他職種の職場体験などの形で実現されている。

3. 具体的なエピソード

■継続できない社会貢献活動はしない

組合費の中から「社会貢献基金」として毎月100円を集め、様々な活動を行っている。継続できるかどうか重要な判断基準。

①カンボジア学校寄贈

1998年から2年に1校のペースで継続。地域の人々の能力向上、自助努力による地域の生活向上をバックアップ。

②児童養護支援

子どもたちの養護・育成を支援。前回は、クイズなどのゲームを行い、サンタさんから子ども達へプレゼントを渡した。

前回から、一般組合員も参加可能に。2018年は、応募者17名のうち、抽選で5名の組合員が参加。

参加後、支部や職場等で周りの人に直接報告。

カンパなども多くの組合員が自発的に参加。多額の寄付が集まる。



■赤いエプロンプロジェクト

会社でも、東日本大震災復興支援として、震災以降毎日、東北の3拠点で料理教室を実施。「仮設住宅がなくなるまで続ける」という方針で、「会社の存在意義を感じられる」という声も。組合員の意識を高めるきっかけの一つ。

4. 組合からの情報発信

■“直接対話”こそ大事

機関誌、ホームページで発信しているが、見ない人も。社会関与に限らず、組合からの発信を確実に届けるために、職場討議や参加者からの確実なフィードバックなど、直接の対話を重視。

5. その他

地域に向けた「工場開放」の日も。地域あつての工場。味の素があつてよかったと思ってもらいたい!



地道な積み重ねで、日々の活動を通して意識が高まる素地ができているんです。

味の素労働組合
特別中央執行委員 飯塚 工様
中央執行委員 原田 泉様

1月号(通巻1076号)

●21世紀の地球経済学

第8回:なぜ英国は出生率を回復させたのか?

小原 篤次

●地球儀

紛争の種を抱えながらの「新年」

板東 慧

●Monthly Review

「混沌」の中で揺れる世界— 2018年展望

板東 慧

●特集:

[座談会]労働・社会の未来を語る

古賀 伸明

本山 美彦

安室 憲一

板東 慧

●論壇ナビ2018

第1回:政党の分裂とイデオロギー

秦 正樹

●春闘インタビュー

全日本自動車産業労働組合総連合会(自動車総連)

●明日の組合政治活動のために(その十七)

篠田 徹

●チェーンストア労働組合列伝

第6回:吉開敬祐と全ユニード労働組合(下)

本田 一成

●欧米社会政治事情

2月号(通巻1077号)

●21世紀の地球経済学

第9回:スワジランドはなぜ、HIV感染が世界最悪なのか?

小原 篤次

●地球儀

働き方改革をめぐる

板東 慧

●Monthly Review

AI時代のロボット化と人間の労働の未来

— 戯曲「RUR」(1920年)に見る「おののき」

本山 美彦

●特集:2018春闘方針

インタビュー

相原 康伸氏(連合 事務局長)

2018年春闘の課題

高木 郁朗

労働組合による「働き方改革」とは

首藤 若菜

●明日の組合政治活動のために(その十八)

篠田 徹

●チェーンストア労働組合列伝

第7回:川勝章と十字屋労働組合(上)

本田 一成

●論壇ナビ2018

第2回:満たされざる「普通の人」

齋藤 隆志

●欧米社会政治事情

3月号(通巻1078号)

●21世紀の地球経済学

第10回:外国人受け入れ、日韓で争奪は起きているのか?

小原 篤次

●地球儀

オリンピック機会に様子見に転じた北朝鮮

板東 慧

●Monthly Review

AIロボットとの共生は可能か

安室 憲一

●特集:子どもの貧困の理解のために

子どもの貧困と自治体調査—自己肯定感を中心に—

埋橋 孝文

妊娠・出産を機に貧困の連鎖を断つ

鷺巣 典代

児童養護施設における子どもの貧困と自立支援

—職員へのインタビュー調査に基づいて—

梅谷 聡子

●論壇ナビ2018

第3回: WEBは政治の在り方を変えうるか?

秦 正樹

●明日の組合政治活動のために(その十九)

篠田 徹

●チェーンストア労働組合列伝

第8回: 川勝章と十字屋労働組合(下)

本田 一成

●欧米社会政治事情

4月号(通巻1079号)

●21世紀の地球経済学

第11回: なぜ中央銀行総裁は政治家から選ばれないのか?

小原 篤次

●地球儀

中国・習近平新体制の確立

—集団指導体制からの離脱—

板東 慧

●Monthly Review

難民と労働: 日本型難民受け入れモデルを目指して

滝澤 三郎

●特集: 産業間関与(エンゲージメント)運動の取り組み

産業間関与(エンゲージメント)の取り組みについて

八木 隆一郎

産業間エンゲージメントワークショップの成果紹介

向井 有理子

●論壇ナビ2018

第4回: 教育無償化と教育改革

齋藤 隆志

●明日の組合政治活動のために(その二十)

篠田 徹

●チェーンストア労働組合列伝

第9回: 横江康秀と全ユニー労働組合(上)

本田 一成

●欧米社会政治事情

5/6月号(1080号)

●21世紀の地球経済学

第12回: なぜ深圳(シンセン)は日本より成長したのか?

小原 篤次

●地球儀

中国の新体制と問題

板東 慧

●Monthly Review

社会保険における拠出金を問う

玉井 金五

●特集: 第49回共同調査「企業制度・施策に関する組織調査」2017年の知見

企業制度・施策と組合員のモチベーション

坪井 翔

女性が活躍する企業・組織における労働組合員の関与

伊藤 綾香

日本企業における賃金制度分類の考察

齋藤 隆志

●論壇ナビ2018

第5回: なぜ「審議拒否」が必要なのか?

秦 正樹

●明日の組合政治活動のために(その二十一)

篠田 徹

●チェーンストア労働組合列伝

第10回: 横江康秀と全ユニー労働組合(下)

本田 一成

●欧米社会政治事情

7月号(通巻1081号)

●21世紀の地球経済学

第13回: なぜ「イノベーション」は生まれたのか?

小原 篤次

●地球儀

少子高齢化の進展と労働市場の将来

板東 慧

●Monthly Review

リベラル・デモクラシーとナショナル・ポピュリズム

新川 敏光

●特集：地方連合会、地域協議会の取り組み

地方連合会、地域協議会の活動について

扇谷 浩彰

連合地方組織の役割と活動の実態

前浦 穂高

西村 純

●明日の組合政治活動のために(その二十二)

篠田 徹

●チェーンストア労働組合列伝

第11回：高崎満と全西友労働組合(上)

本田 一成

●論壇ナビ2018

第6回：相次ぐ行政の不祥事

齋藤 隆志

8月号(通巻1082号)

●21世紀の地球経済学

第14回：スリランカはなぜ二つ目の罅にかかるのか？

小原 篤次

●地球儀

働き方改革をめぐる課題

板東 慧

●Monthly Review

働き方改革が問うているもの

石田 光男

●特集：2018春闘 成果と今後の課題(前編)

2018年春闘総括の視点

一賃金と労働時間の関係を軸に一

高木 郁朗

●産別組織インタビュー

木暮 弘氏(UAゼンセン 書記長)

弥久末 顕氏(基幹労連 事務局長)

●明日の組合政治活動のために(その二十三)

篠田 徹

●チェーンストア労働組合列伝

第12回：高崎満と全西友労働組合(下)

本田 一成

●論壇ナビ2018

第7回：愛国ソングとポップ・カルチャー

秦 正樹

●欧米社会政治事情

9月号(通巻1083号)

●21世紀の地球経済学

第15回：中国人はなぜ国際機関の総裁になれないのか？

小原 篤次

●地球儀

奇跡の幼児生還一僥倖か、平素の努力の結果か？

板東 慧

●特集：2018春闘 成果と今後の課題(後編)

2018春季生活闘争の評価と課題

富田 珠代

産別組織における働き方改革の展開

一生保労連を事例に

金井 郁

●産別組織インタビュー

神保 政史氏(電機連合 書記長)

中井 寛哉氏(JAM 書記長)

宮本 進平氏(生保労連 中央書記長)

柴田 謙司氏(情報労連 書記長)

佐藤 宏哉氏(フード連合 事務局長)

千葉 崇氏(サービス連合 事務局長)

●明日の組合政治活動のために(その二十四)

篠田 徹

●チェーンストア労働組合列伝

第13回：川野正男と長崎屋労働組合(上)

本田 一成

●論壇ナビ2018

第8回：人口減少・超高齢社会に備えるには

齋藤 隆志

●欧米社会政治事情

10月号(通巻1084号)

●21世紀の地球経済学

第16回：中国なぜエネルギーを買い続けるのか？

小原 篤次

●地球儀

気候・風土を含む季節的事故に備えた国土点検と災害対策

板東 慧

●Monthly Review

無関心の克服

奥井 禮喜

●特集：総会記念講演

～地域スーパー・個人事業主と連携し、地域連合を目指す～
高齢者を支える移動スーパーの役割

住友 達也

●論壇ナビ2018

第9回：人口減少社会を日本はどう捉えるべきか

秦 正樹

●明日の組合政治活動のために(その二十五)

篠田 徹

●チェーンストア労働組合列伝

第14回：川野正男と長崎屋労働組合(下)

本田 一成

●『社会関与を考える』

第1回：アサヒビール労働組合

●国際経済労働研究所 第53期総会

●欧米社会政治事情

11 / 12月号(1085号)

●21世紀の地球経済学

第17回 なぜ欧州の学生は英国の大学を目指すのか?

小原 篤次

●地球儀

あちこちで揺らぐ情勢の均衡と安定

—2019年以降に山積する課題—

板東 慧

●Monthly Review

『貧困と生活困窮者支援—ソーシャルワークの新展開』を
出版して

埋橋 孝文

●特集：東アジアにおける高齢者サービス供給の多様性

台湾における地域密着の高齢者介護ケア提供体制構築
の動向

小島 克久

中国の介護サービス供給と介護保険制度の行方

郭 芳

地域住民は地域包括ケアにおけるサービス供給者になり
得るのか

内山 智尋

●明日の組合政治活動のために(その二十六)

篠田 徹

●チェーンストア労働組合列伝

第15回：谷口洋と全ジャスコ労働組合(上)

本田 一成

●論壇ナビ2018

第10回：『新潮45』はなぜ消えたのか

齋藤 隆志

●TOPIC

UAゼンセン日本介護クラフトユニオン

～介護業界における課題と取り組み～

●欧米社会政治事情

●『社会関与を考える』

第2回：味の素労働組合

●2018年Int'lecowk年間索引

主要経済労働統計

p: 速報値 (preliminary) r: 訂正值 (revised)

年 月	労働力人口		職業紹介		税込現金 給与総額 (全産業)	実質賃金 指 数 (全産業)	総実労 働時間 (全産業)	消費者物価指数 C.P.I		全国勤労者世帯家計 収支(168都市町村)	
	雇 用 労働者	完 全 失業者	月 間 有 効 求人 数	有効求人 倍 率				東京都 区 部	全国167 都市町村	実収入	実支出
	万 人	万 人	千 人	倍	円	2010=100	時 間	2015=100		円	円
2014	5,595	285	2,238	1.11	316,567	95.5	145.1	99.3	99.2	521,589	412,133
2015	5,640	222	2,334	1.20	313,801	94.6	144.5	100.0	100.0	525,669	413,778
2016	5,729	208	2,570	1.39	315,590	100.7	143.7	99.8	99.9	526,973	407,867
2017.6	5,848	192	2,632	1.41	433,043	137.6	149.1	99.9	100.2	735,477	438,138
7	5,839	191	2,617	1.47	370,823	118.1	145.9	99.7	100.1	598,042	425,982
8	5,840	189	2,661	1.51	273,886	87.0	139.2	100.1	100.3	485,099	385,540
9	5,866	190	2,720	1.54	267,248	84.6	144.0	100.1	100.5	437,497	374,182
10	5,877	181	2,800	1.58	267,433	84.6	144.5	100.2	100.6	501,416	399,516
11	5,865	178	2,787	1.63	277,885	87.6	145.6	100.6	100.9	433,186	383,057
12	5,863	174	2,725	1.69	551,896	173.5	144.2	100.9	101.2	940,875	509,897
2018.1	5,880	159	2,780	1.59	272,902	85.6	133.8	100.8	101.3	442,129	399,428
2	5,875	166	2,839	1.68	265,434	83.3	139.0	100.5	101.3	505,989	373,107
3	5,872	173	2,893	1.62	284,367	89.5	142.7	100.5	101.0	453,676	415,354
4	5,916	180	2,786	1.49	276,663	87.3	146.2	100.5	100.9	495,370	425,096
5	5,931	158	2,753	1.47	275,508	86.7	140.0	100.5	101.0	439,089	312,354
6	5,940	168	2,729	1.52	597,598	141.0	147.7	100.5	100.9	808,716	445,753
7	5,953	172	2,722	1.58	498,411	118.7	145.3	100.6	101.0	605,746	430,452
前月比(%)	0.2	2.4	-0.3	3.9	-16.6	-15.8	-1.6	0.1	0.1	-25.1	-3.4
前年同月比(%)	2.0	-9.9	4.0	7.5	34.4	0.5	-0.4	0.9	0.9	1.3	1.0
資料出所	総 務 省 労働力調査		厚 生 労 働 省					総 務 省		総 務 省 家 計 調 査	
			職業安定業務統計	毎月勤労統計調査							

年 月	生 産 指 数 (鉱工業)	生産者 製品在庫 率指数 (鉱工業)	稼働率 指 数 (製造 工業)	機 械 受 注 (船舶・電力 除く民需)	工 作 機 械 受 注 総 額	建築着工 総 計 (床面積)	企業倒産 (負債総額 千万以上)	貿 易 統 計		
								輸 出	輸 入	差 引
	10=100	10=100	10=100	億 円	100万円	1000㎡	件 数	百 万 円		
2014	98.9	109.3	101.4	97,805	1,578,546	130,791	9,731	73,093,028	85,909,113	-12,816,085
2015	97.4	115.0	94.8	101,838	1,480,592	129,604	9,543	75,613,929	78,405,536	-27,916,069
2016	97.6	114.2	97.6	103,098	1,250,003	133,012	8,446	70,035,770	66,041,974	3,993,796
2017.6	102.3	110.4	101.9	7,900	142,967	12,357	706	6,608,422	6,166,997	441,425
7	101.5	113.3	100.1	8,533	133,536	11,571	714	6,495,231	6,073,239	421,992
8	103.5	108.6	103.4	8,824	133,536	11,473	639	6,278,566	6,169,075	109,491
9	102.5	110.3	101.8	8,105	149,088	11,651	679	6,811,071	6,147,088	663,983
10	103.0	114.2	102.0	8,509	140,661	11,600	733	6,693,594	6,412,909	280,685
11	103.5	111.1	102.0	8,992	158,496	11,591	677	6,921,010	6,813,897	107,113
12	106.5	110.5	104.9	8,060	165,902	10,151	696	7,303,877	6,947,698	356,179
2018.1	99.3	114.2	97.2	8,723	154,391	9,468	635	6,086,276	7,034,545	-948,268
2	102.7	114.0	101.9	8,910	155,194	10,083	617	6,463,307	6,463,409	-102
3	104.1	117.1	102.4	8,566	182,860	9,990	789	7,382,565	6,589,334	793,322
4	104.6	113.8	104.2	9,431	163,063	11,733	650	6,822,349	6,201,554	620,795
5	104.4	113.9	102	9,079	149,244	10,912	767	6,323,560	6,906,909	-583,349
6	102.5	116.5	99.8	8,276	159,293	11,350	690	7,053,219	6,334,831	718,388
7	102.3	117.0	99.2	9,186	151,135	11,869	702	6,747,928	6,982,885	-234,957
前月比(%)	-0.2	0.4	-0.6	11.0	-5.1	4.6	1.7	-4.3	10.2	-132.7
前年同月比(%)	0.8	3.3	-0.9	7.7	13.2	2.6	-1.7	3.9	15.0	-155.7
資料出所	経 済 産 業 省			内閣府	日本工作	国土交通省	東京商工	財 務 省 貿 易 統 計		
				機械受注統計調査	機械工業会	建築着工統計調査	リサーチ			

Project News

研究プロジェクト概要と各回のテーマ・報告者

生涯生活構造研究

主査：八木 隆一郎(専務理事・統括研究員)

ライフパタン研究会を中心に、人は、変化が大きい成人に至るまでの過程だけでなく、生涯にわたって発達するという生涯発達心理学に着想を得、人生の構造を明らかにするべく研究を継続している。その中心をなす概念として、「人の生涯にわたる発達のモデルは単一のコースではない」との仮説を立て、得られた結果から多変量解析により、人生のあり方のパターン・ライフパターンの抽出を目指している。これまでに、試みに年齢を軸にした場合のライフパタン抽出を行っており、そのアルゴリズムは発見・開発されている。また、仕事生活と家庭生活と趣味や地域などの第3生活領域、ストレス、メンタリング、ゆとり、生き方受容、生き方志向など各領域の基本設問が完成し、各領域への積極的関与と応答性を含み、より踏み込んだ関わり(「家族する」「会社する」「地域・社会する」)について概念整理・設問設計を行い、分析仕様の検討も進んでいる。2014年度にはこの研究の知見を用いた第44回共同調査ON・I・ON3を発信した。

日 程

<2015年度> ※第1回～第3回は省略した。

第4回 2015年8月20日

生活関連の企業制度施策設問項目について

大浦 宏邦 氏(帝京大学文学部 教授)

三川 俊樹 氏(追手門学院大学心理学部 教授)

第5回 2015年8月25日

カフェテリア項目設計、および全体のストーリーについて

古川 秀夫 氏(龍谷大学国際文化学部 教授)

井田 瑞江 氏(関東学院大学社会学部 准教授)

第6回 2015年9月10日

生育歴項目検討

井田 瑞江 氏(関東学院大学社会学部 准教授)

大野 祥子 氏(白百合女子大学)

第7回 2015年10月24日

生育歴項目検討2

大野 祥子 氏(白百合女子大学)

神藤 貴昭 氏(立命館大学文学部 教授)

第8回 2015年11月13日

ON・I・ON3で扱う領域全体の概念図の検討

川崎 友嗣 氏(関西大学社会学部 教授)

古川 秀夫 氏(龍谷大学国際学部 教授)

第9回 2015年12月15日

ON・I・ON3で扱う領域全体の概念図の検討2

大野 祥子 氏(白百合女子大学)

三川 俊樹 氏(追手門学院大学心理学部 教授)

第10回 2016年2月2日

ON・I・ON3報告書の検討1

神藤 貴昭 氏

山下 京 氏

<2016年度>

第1回 5月26日

ON・I・ON3調査票の見直し

川崎 友嗣 氏(関西大学社会学部 教授)

神藤 貴昭 氏(立命館大学文学部 教授)

第2回 6月10日

ON・I・ON3報告書、分析後再検討

山下 京 氏(近畿大学経営学部 准教授)

大野 祥子 氏(白百合女子大学)

第3回 10月7日

ON・I・ON3報告書、分析とストーリー

大浦 宏邦 氏(帝京大学文学部 教授)

神藤 貴昭 氏(立命館大学文学部 教授)

第4回 11月11日

ON・I・ON3報告書、分析とストーリーについて2

川崎 友嗣 氏(関西大学 社会学部 教授)

第5回 2月16日

ON・I・ON3報告書、分析とストーリーについて3

山下 京 氏(近畿大学 経営学部 准教授)

大野 祥子 氏(白百合女子大学)

働きがいと制度・施策

主査：八木 隆一郎(専務理事・統括研究員)

「働きがい」はON・I・ON2調査のテーマの1つであり、これまで研究所は調査結果を用いて労働組合活動の重要な柱の1つである「働きがいのある職場」づくりに向けた提言活動などの支援を行ってきたが、より充実した支援を行うためには最新の学術的な働きがい研究を継続的に積み重ねていくことがあわせて重要である。これまでにワーク・モチベーションに関わる意識データベースを構築し、企業業績との関係についての研究およびその成果の公表等を進めてきた。今後は企業制度・施策の実態を把握するための調査を実施するとともに、意識データベースとのリンクによって、企業制度・施策が組合員の意識に与える影響を明らかにしていく。研究結果は、第49回共同調査企業制度・施策に関する組織調査として発信する。あわせて、正社員と非正規従業員の働きがいに関する分析や、流通業従業員を対象とした働きがいの分析を行い、得られた知見や成果を発信していく予定である。

日 程

<2016年度>

第1回 2016年5月20日

「人事制度・施策が企業内賃金格差に与える影響」

菊谷 達弥 氏(京都大学経済学部 准教授)

「第49回共同調査 速報報告内容の共有」

坪井 翔 氏(国際経済労働研究所 準研究員)

第2回 2016年9月7日

「年代別分析結果の報告」

田中 宏明 氏(国際経済労働研究所)

「制度施策に関する分析方法」

坪井 翔 氏(国際経済労働研究所 準研究員)

第3回 2017年1月10日

「第49回共同調査 分析結果報告」

坪井 翔 氏(国際経済労働研究所 準研究員)

第4回 2017年11月11日

「第49回共同調査DBを使用した分析結果報告」

①等級制度に関する分析結果報告

齋藤 隆志 氏(明治学院大学 経済学部 准教授)

②女性活躍推進に関する分析結果報告

坪井 翔 氏(国際経済労働研究所 準研究員)

第5回 2018年1月19日

「第49回共同調査 第Ⅱ期報告書の共有」

坪井 翔 氏(国際経済労働研究所 準研究員)

<2017年度>

第1回 2018年9月27日

①流通業の店舗別WMと業績

向井 有理子 氏(国際経済労働研究所 研究員)

②某地銀における従業員のWMとCS、店舗業績の関係

坪井 翔 氏(国際経済労働研究所 準研究員)

AI社会に生きる

主査：本山 美彦(所長)

「人工知能」(AI)と「ビッグデータ」技術の爆発的な進展は、「サイバー空間」の性格を根本的に変え、いまやAI社会の到来は不可避であるといえる。一方、AIに対し、対抗できる理論はまだ発表されておらず、働く者の立場から、この議論を行うことが必要である。「生きた労働」がAIによって排除されることから生まれる深刻な社会不安を、少しでも「生きる幸せ」に向ける方策を見出していくことを志向している。2018年4月に第1回研究会を行い、約2年の開催を予定している。

労働界からは、連合のほか、産業別組織を中心に11組織の参加を得た。また、本研究プロジェクトでは、AIの技術論のみならず、国際的・政治的な観点も踏まえ議論を進めていく予定であり、社会学や経済学の研究者・専門家もメンバーに加わっている。

日 程

第1回 2018年4月10日

「基調講演: AI社会に生きる」

本山 美彦氏(京都大学名誉教授/国際経済労働研究所 所長)

第3回 2018年10月26日

「デジタル変革と雇用システム〜どう捉え、どう対応するか〜」

山田 久氏(日本総合研究所 理事)

第2回 2018年7月27日

「最新のAIーインダストリアル IoTの最前線ー」

入江 満 氏(大阪産業大学工学部 教授)

労使コミュニケーションの深化を求めて

主査：菊池 光造(前所長)

現代の労働組合は、既存メンバーのみの閉ざされた利益追求組織としてはありえず、労働組合運動は「社会運動」として展開されるべきである。その際、“企業の社会的責任(CSR)”に對置する、“労働組合の社会的責任(USR)”という概念を確立する必要がある。

プロジェクトの目的は、個々の組合が「労使コミュニケーション」において経営に対してより強い発言力を持ち、質・量ともに高いレベルでの成果を獲得することにある。具体的事例に学びつつ、USRの視点に立った「労使コミュニケーション」のあり方を示すことを目指す。

日 程

第1回 2014年1月15日

「ワークライフバランス(労働時間)をめぐる労使コミュニケーション」

三吉 勉氏(パナソニックAVCネットワークス労働組合 副中央執行委員長)

第6回 2015年12月2日

「ダイキン工業の賃金処遇制度の概要

ー労使協議と組合の提言活動ー」

棕橋 孝裕氏(ダイキン工業労働組合 中央執行委員)

第2回 5月12日

「雇用の確保と雇用延長をめぐる労使コミュニケーション」

田之上 辰己氏(旭化成労働組合 中央書記長)

第7回 2016年4月18日

「人事評価制度改定をめぐる労使コミュニケーションについて」

増井 久仁治氏(全東レ労働組合連合会 事務局長)

村井 純一氏(同 執行委員)

第3回 10月1日

「派遣社員の直用化と正社員雇用の拡大をめざした実務職の新設

ー労働条件のダブルスタンダードに真面向勝負で挑むー」

井上 信治氏(島津労働組合 副組合長)

第8回 2016年10月13日

「オムロングループ労連のダイバーシティ推進の取り組みについて

ー誰もが生き生きと活躍できる“職場づくり”のための

働き方改革・J-WINの実践ー」

山田 義則氏(オムロン労働組合 中央執行委員長)

第4回 2015年1月15日

「涙の国交」…その後の活動について

赤塚 一氏(資生堂労働組合 中央執行委員長)

宮澤 賢氏(同 中央書記長)

「『女性の活躍』をめぐる労使コミュニケーション」

赤塚 一氏(資生堂労働組合 中央執行委員長)

第5回 6月1日

「オムロングループ労連のグローバル連帯活動」

(海外法人での良好な労使関係構築、労使紛争の未然防止に向けた

現地労使とのコミュニケーション=グローバルネットワーク会議の開催)

山田 義則氏(オムロン労働組合 中央執行委員長)

※第8回をもって、本研究プロジェクトは終了した。

Information

組合関与BEST10 最新結果 近日公開予定！

(公社)国際経済労働研究所では、共同調査プロジェクト「ON・I・ON 2」調査で回収されたデータに基づき算出された、組合関与と組合評価の高い組織のベスト10を2年に1度、共同調査データ更新のタイミングで発表しています。このたび、2018年更新版を算出し、12月上旬に公開予定です。

研究所ウェブページからご覧いただけますので、ぜひご覧ください。(http://www.iewri.or.jp)

組合関与 BEST10の算出方法とは？

組合関与の高低は、非正規従業員組合員の存在、組合役員の割合、調査回収率などに影響を与えることが分かっているため、組合役員を経験していない正規従業員のみにデータを絞った上で、「必要であれば役員になって活動になう」「組合が行っている活動に積極的に

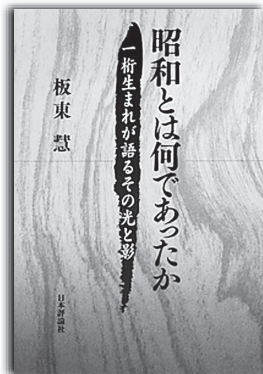
参加していきたい」の2つの設問の点数の合計が8点以上の組合員を高関与組合員として割合を算出し、その割合に回収率をかけた値の高い労働組合を順にあげています。

詳細はWEBをご覧ください。

編集後記

今月号の特集は、「東アジアにおける高齢者サービス供給の多様性」。日本でも介護が社会的な問題となり、それだけでなく、誰もが関係するテーマとなってきています。特集3でみられる日本における具体的な事例は学ぶところが多いとともに、特集1、2のように、同様に高齢化に対応する取り組みを行う近隣諸国の施策も大変参考になると思います。

本年も無事、1年間機関誌を発行することができました。来年もよろしくお願いいたします。(S)



板東 慧 著

A5判 定価3,500円(税込み)

昭和とは何であったか

一桁生まれが語るその光と影

労働調査論を確立し、自立的労働組合主義を提唱し、構造改革論を通して余暇と働き甲斐の関係の重要性をめぐって生活文化論を提案した著者の運動と研究から「昭和」を総括し、贖罪的平和論の克服による21世紀日本を追求する。

◆目次◆

序 章	昭和とは何だったのか
第一章	太平洋戦争と大空襲
第二章	戦後の始まりと占領下の日本
第三章	大学生生活と学生運動
第四章	労働調査研究所から国際経済労働研究所へ
第五章	研究者としての総括的覚書——研究主題と業績
第六章	昭和が遺した課題
結 章	私の生い立ち——神戸っ子の系譜



〒170-8474 東京都豊島区南大塚3-12-4 TEL:03-3987-8621 (販売)、-8598 (編集)

ホームページ <http://www.nippon.co.jp>

人工知能と21世紀の資本主義

サイバー空間と新自由主義



本山 美彦 著

定価 2,600円(税別) 四六判/並製/316頁

ISBN978-4-7503-4292-4

爆発的なITテクノロジーの進展によって、後戻り不可能な「シンギュラリティ(技術的特異点)」を超えたとき、私たちが待ち受けているのはいかなる世界か。人工知能技術の開発とシカゴ学派を中心とする新自由主義の関係を明らかにし、21世紀の資本主義の本質を暴く。

内容構成

第Ⅰ部	サイバー空間の現在 —オンデマンド経済と労働の破壊
第1章	フリーランス(独立した)労働者
第2章	コンピューター化(労働の破壊)
第3章	使い捨てられるIT技術者
第4章	SNSと利根型社会の増幅
第Ⅱ部	サイバー空間の神学 —新自由主義のイデオロギー
第5章	サイバー・リバタリアンの新自由主義
第6章	ジョージ・ギルダールの新自由主義神学
第7章	ハーバート・サイモンと人工知能開発
第Ⅲ部	サイバー空間と情報戦争 —新たなフロンティアの覇権の行方
第8章	企業科学とグローバルな共同利用地の行方
第9章	証券市場の超高速取引(HFT)
第10章	サイバー空間と情報戦
第11章	ビットコインの可能性
終 章	スタートアップ企業に見る株式資本主義の変質

明石書店

〒101-0021 東京都千代田区外神田6-9-5

TEL:03-5818-1171 FAX:03-5818-1174 <http://www.akashi.co.jp/>

Int'lecowk

Vol.73-11・12 No.1085
November/December. 2018

International Economy and Work Monthly

Diversity of Aged-Care Services in East Asia

Taiwan Long-term Care Policy for Community Based Care — Trends and Comparison with Japan —
K.Kojima

The Trend of Long-Term Care Services in China and the Long-Term Care Insurance
G.Fang

Can People in a Community Really Be a Supporter in Community-Based Integrated Care System?
C.Uchiyama

年間購読料 15,000円(送料込)

定 価 1,500円(送料別)